

鈴鹿市 P F I 導入基本指針
(改定)

令和 6 年 4 月

鈴鹿市

はじめに

鈴鹿市においては、今後の行財政の効率的・効果的な運営を推進するため、従来の行財政システムを見直し、民間感覚導入の観点に立った改革を進めています。こうした中、公共施設等の設計、建設、維持、管理については、社会資本等の効率的・効果的な整備に向けた一つの手法としてPFIを積極的に検討・活用することが必要です。

本指針は、鈴鹿市がPFIを実施する上での基本的な考え方や事務手続きの一連の流れについて示すものであり、鈴鹿市がPFIを実施する場合、国が作成した6つのガイドライン（プロセス、リスク分担、VFM、契約、モニタリング、公共施設等運営権及び公共施設運営事業）とともに、PFIを積極的に検討・活用するための手引きとして、策定したものです。

鈴鹿市 P F I 導入基本指針

目 次

第 1 章	P F I の概要	1
1	P F I とは	1
2	P F I の効果・原則	2
	(1) P F I の効果	2
	(2) P F I の原則	3
3	P F I 事業の対象	4
4	P F I 事業の仕組み	4
5	P F I 事業の形態・方式	6
	(1) P F I 事業の形態	6
	(2) P F I 事業の方式	7
6	P F I の特徴と従来の公共事業との比較	10
	(1) P F I の特徴	10
	(2) 従来の公共事業との比較	16
	(3) 資金調達の方法	17
	(4) P F I の問題点	17
7	P F I 事業の基本的な流れ	18
8	P F I におけるその他の留意事項	19
	(1) P F I 事業に係る地方財政措置	19
	(2) 「公の施設」と P F I	20
第 2 章	鈴鹿市における P F I の導入方針	22
1	P F I 手法導入の基本的な考え方	22
	(1) 本市の基本姿勢	22
	(2) 導入検討の視点	22
	(3) P F I の導入の基準	23
2	民間事業者からの発案	24
3	P F I 事業の実施体制	25
	(1) 行政経営会議	25
	(2) 事業担当課	25
	(3) 総合政策課	26
	(4) P F I 推進委員会	26

(5) P F I 専門委員会	27
4 アドバイザーの活用	27
(1) アドバイザーへの依頼業務	27
(2) アドバイザーの選定	28
第3章 P F I の導入手順	29
1 導入候補事業の抽出、導入の適否の判断	29
(1) P F I 導入検討事業調書の作成	29
(2) P F I 導入検討対象事業リストの作成	29
(3) 行政経営会議での審議	29
(4) P F I 導入可能性調査実施事業リストの作成・公表	30
(5) 導入可能性調査の予算要求・措置	30
2 導入可能性調査	31
(1) アドバイザーの選定・契約	31
(2) 調査の実施	31
(3) 導入方針の決定	32
3 実施方針の策定、公表	33
(1) アドバイザーの選定・契約	33
(2) 実施方針の策定	33
(3) 実施方針の公表	35
(4) 実施方針に関する意見・質問の受付	35
(5) 実施方針の修正の検討	35
4 特定事業の評価・選定、公表	36
(1) 定量的評価	36
(2) 定性的評価	37
(3) 特定事業の選定	37
(4) 選定結果等の公表	37
(5) 債務負担行為の設定	38
5 事業者の募集、評価・選定、公表	39
(1) 基本的な考え方	39
(2) 契約方式の選定	39
(3) 事業者選定の流れ	42
6 契約の締結	48
(1) 契約内容の確認・調整／契約交渉	48
(2) 仮契約の締結	49
(3) 契約議案の議決	49

(4) 契約の締結	50
7 事業の実施と監視	51
8 事業の終了	52
(1) 事業の終了手続	52
(2) 事業継続の検討	52
◆事業実施の流れ	53

参考資料

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）	58
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針	98
○地方公共団体における P F I 事業について	118
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について	127

第1章 P F I の概要

1 P F I とは

P F I (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、従来、国や地方公共団体が自ら行ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して行う、社会資本整備の手法である。

従来の事業では、「設計」、「建設」、「維持管理」、「運営」について、それぞれ「委託契約」、「請負契約」として別々の民間事業者が発注し、または公共側が自ら行うのが一般的であったが、このP F I では、「設計」から「運営」までを一体の契約として締結し、1つの事業者が一括してそれを行うのが通例である。

P F I は、1980年代に英国サッチャー政権下で考案され、1992年に正式に導入されており、わが国では、東京都、神奈川県、千葉県において国の動きに先駆けて調査研究が行われ、さらにはモデル事業へ実際にP F I 手法が導入されるなど、地方公共団体が先導する形でP F I の検討が進められてきている。

国の動きとしては、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）」が公布され、同年9月に施行された。また、翌年には、P F I 法に基づいて「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。以下「P F I 基本方針」という。）」さらに、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（以下「プロセスガイドライン」という。）」と「P F I 事業におけるリスク^{※1}分担等に関するガイドライン（以下「リスク分担ガイドライン」という。）」が平成13年1月に、「V F M^{※2} (Value For Money) に関するガイドライン（以下「V F Mガイドライン」という。）」が平成13年7月に、「契約に関するガイドラインーP F I 事業契約における留意事項についてー（以下「契約ガイドライン」という。）」「モニタリング^{※3}に関するガイドライン（以下「モニタリングガイドライン」という。）」が平成15年6月に、「公共施設等運営権及び公共施設運営事業に関するガイドライン（以下「公共施設等運営権及び公共施設運営事業ガイドライン」という。）」が平成25年6月に公表され、国がP F I 事業を実施する上での実務上の指針として位置づけられており、加えて国以外の者が実施するP F I 事業においても参考になり得るものとされている。

※1 リスク：P F I 事業の実施にあたって、事故、需要の変動、物価や金利の変動など予測できない事態によって損失が発生する可能性のことを「リスク」と呼ぶ。

※2 V F M (Value For Money) : 「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方のこと。例えば、同じ目的の2つの事業を比較する場合、コストが同じであれば、より質の高いサービスを提供する方をもう一方より「V F Mがある」と表現し、また、提供するサービス水準が同じであれば、より低いコストでサービスを提供する方に「V F Mがある」と表現する。

※3 モニタリング：P F I 事業において、民間事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為のこと。モニタリングの結果、提供されるサービス水準が事前に定める要求水準を満たしていない場合、サービス対価の減額や是正勧告等が行われる。

2 P F I の効果・原則

(1) P F I の効果

P F I 手法の導入により、主に次のような効果が期待される。

◆低廉で良質な公共サービスの提供

P F I 事業においては、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することができ、また、事業全体のリスクが適切に分担されること、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部が一体的に扱われることなどによって、事業コストの削減が期待できる。

同時に、民間事業者の創意工夫等を通じて、質の高い公共サービスの提供が期待される。

◆新しい官民パートナーシップの形成

P F I 事業においては、従来、国や地方自治体が行ってきた事業のうち、民間事業者に委ねることが適当なものについては、これをできる限り民間事業者に委ねて事業を実施するようになることから、適切な役割分担に基づく新しい官民パートナーシップの形成が期待される。

◆民間の新たな事業機会の創出による経済の活性化

P F I 事業においては、従来、国や地方自治体などが直接行ってきた事業分野への民間事業者の参入を促進することで、民間の新たな事業機会を創出できる。

また、プロジェクト・ファイナンス^{※4}等の手法を取り入れることにより、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンスマーケットの創設につながる。

◆財政負担の平準化による事業促進

P F I 事業においては、公共側の支出を事業期間にわたって平準化することができる。従って、初期投資等に係る一時的な支出の増大を避けることができ、厳しい財政状況の下においても、積極的な事業の促進が期待される。

※4 プロジェクト・ファイナンス：あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローだけに依存する事業融資方式。担保はその事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は原則としていない。

なお、企業全体の資産や収益、担保力など企業の信用力に基づく方式を、コーポレート・ファイナンスという。

(2) P F I の原則

P F I の基本理念や期待される効果を実現するため、P F I 事業は次のような原則などを持つことが P F I 基本方針の中で求められている。

【5つの原則】

① 公共性原則

公共性のある事業であること

② 民間経営資源活用原則

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること

③ 効率性原則

民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること

④ 公平性原則

特定事業^{※5}の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること

⑤ 透明性原則

特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること

【3つの主義】

① 客観主義

各段階での評価決定について客観性があること

② 契約主義

公共側と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること

③ 独立主義

事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

※5 特定事業：P F I 事業として実施する方針であることを公共側が決定した事業のこと。公共側は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性を勘案した上で、これを P F I 事業として実施することが適切であると判断したとき、P F I 法第6条に基づく特定事業として選定することとなる。

3 P F I 事業の対象

P F I 事業の対象施設は、道路、鉄道、公園、水道、下水道等の公共施設をはじめ、庁舎、賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、駐車場等の公用・公益的施設、情報通信施設、リサイクル施設、観光施設など様々な施設が対象となる。

P F I 法第2条に規定されている「公共施設等」には、次のような施設がある。

対象分野	対 象 施 設
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設
公用施設	庁舎、宿舍その他の公用施設
公益的施設	教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設
輸送施設及び人工衛星	船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星

4 P F I 事業の仕組み

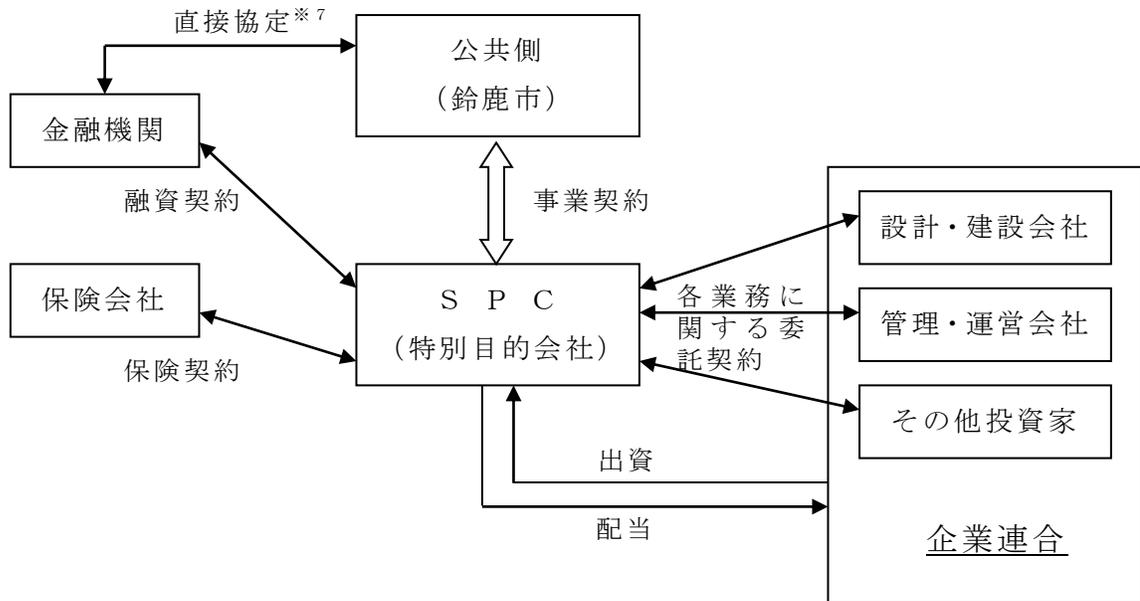
P F I 事業は、事業の方針を定める「公共側」と、実際に事業を実施する「P F I 事業者」が中心となり、それに加えて、融資を行う「金融機関」、P F I 事業者に出資する「投資家」などが参画して進められるのが一般的である。

また、P F I 基本方針で求められている「独立主義」を確保する観点から、事業に参加する企業が出資して、P F I 事業を実施するための「S P C^{※6}（特別目的会社）」を設立するのが通例となっており、公共側はこのS P Cと事業契約を締結することになる。

事業スキームの一例を次に示す。P F I 事業においては、個々の事業の性格を踏まえ、それぞれに適したスキームを構成することが、事業を成立させるための重要な要素となる。

※6 S P C（Special Purpose Company）：事業目的などを限定した特別目的会社で、商法上は株式会社にあたる。プロジェクト・ファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用力と切り離すことがポイントだが、その独立性を保つために、P F I 事業のみを目的とするS P Cが事業者によって設立されることが多い。

● P F I の事業スキーム例



※7 直接協定（ダイレクト・アグリーメント）：例えばS P Cが倒産するなどの事態が発生した場合に、P F I事業を停止させることなく継続させていくため、必要な事項についてあらかじめ公共側と金融機関との間で締結する協定のこと。

5 P F I 事業の形態・方式

P F I 事業には、主なものとして3つの事業形態とさまざまな事業方式がある。各事業形態と事業方式については、個々の事業の性質により異なっている。

(1) P F I 事業の形態

P F I 事業は、公共の関与の仕方に着目すると、サービス購入型、独立採算型、ジョイントベンチャー（混合）型の3つの事業形態に区分される。P F I の実施にあたっては、法制度や採算性、民間事業者の動向等を踏まえ、最も効率的・効果的な事業形態を構築する必要がある。

サービス購入型

まず、公共側（鈴鹿市）は市民に提供するサービスの水準を示す。P F I 事業者はその水準をもとに施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、直接市民にサービスを提供する。

公共側（鈴鹿市）は提供されたサービスの対価をP F I 事業者に支払う。

☆ 国内の先行事例は、この形態が大多数



【主な対象施設の例】庁舎、学校施設、給食センター、公営住宅など

事業例：福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業（福岡市）、
岩見沢市生涯学習センター整備事業（岩見沢市）など

独立採算型

P F I 事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、利用者から直接料金を徴収して投資した資金を回収する。公共側（鈴鹿市）は、サービス水準を定めるなどの役割だけを行い、直接の財政負担は基本的には行わない。



【主な対象施設の例】 空港、有料道路、上水道、駐車場など
 事業例：鯖江駅周辺駐車場整備事業（鯖江市）
 箱島湧水発電事業（東吾妻町）など

ジョイントベンチャー（混合）型

公共側（鈴鹿市）とPFI事業者の双方の資金を用いて施設の整備を行う。運営は民間が主導し、投資した資金は利用者からの料金収入、公共側からの補助金などによって回収する。公共側（鈴鹿市）は、補助金等の付与を中心とした公的支援措置が役割となる。



【主な対象施設の例】 博物館、美術館、体育館、音楽ホールなど
 事業例：福岡市科学館特定事業（福岡市）
 袋井市総合体育館整備及び運営事業（袋井市）など

(2) PFI事業の方式

本指針が対象とするPFI事業等の方式は、設計・建設・維持管理・運営の過程における施設の所有権移転の時期などによって、主に次の方式に分類される。

主なPFI事業等の方式

事業方式	内容
BTO方式 (Build Transfer Operate)	PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、施設建設後にその所有権を公共側に譲渡 (Transfer) した上で、事業期間にわたり管理・運営 (Operate) する。

B O T方式 (Build Operate Transfer)	P F I事業者が資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、事業期間にわたり施設を所有して管理・運営 (Operate) を行い、事業期間終了後に公共側に施設を譲渡 (Transfer) する。
B O O方式 (Build Own Operate)	P F I事業者が資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、そのまま所有 (Own) して管理・運営 (Operate) を行う。事業期間終了後は、事業者が保有し続けるか、若しくは撤去するかを選択する。
B T方式 (Build Transfer)	P F I事業者が資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、その後、公共側に施設の所有権を移転 (Transfer) する。
B L T方式 (Build Lease Transfer)	P F I事業者が資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、公共側にその施設をリース (Lease) して、公共側からのリース料で資金を回収した後、公共側に施設の所有権を移転 (Transfer) する。
R O方式 (Rehabilitate Operate)	P F I事業者が資金調達を行い、公共側が所有する既存の施設の改修・補修 (Rehabilitate) と管理・運営 (Operate) を一体的に行う。
R O T方式 (Rehabilitate Operate Transfer)	P F I事業者が資金調達を行い、公共側が所有する既存の施設を改修・補修 (Rehabilitate) し、一定期間施設の一体的所有と管理・運営 (Operate) を行い、資金回収後に公共側に施設を譲渡 (Transfer) する。
O方式 (Operate)	施設の設計・建設や保有は行わず、管理・運営 (Operate) のみを事業期間終了時まで行う。
コンセッション方式	平成 23 年の P F I の改正により、公共施設等運営権が導入された。公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等において、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することにより、その対価（いわゆるコンセッションフィー）を事業主体から徴収する方式である。（公共施設等運営権及び公共施設運営事業ガイドライン参照）
D B O方式 (Design Build Operate)	P F I に類似した手法の一つとして、D B O方式がある。民間事業者が設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して行い、施設の所有、資金の調達については公共側が行う。施設の種類によっては、運營業務を発注せず、維持管理業務 (Maintenance) のみ発注することがあり、D B O方式と区別してD B M方式と呼称する場合がある。
D B方式 (Design Build)	設計 (Design) から建設 (Build) まで、単一の民間事業者に一括して発注する方式である。

P F I の事業方式は主に以上のように分類されるが、P F I の代表的な事業方式としては、B T O方式とB O T方式があげられ、全国の過去の事例としてはB T O方式が多数を占めている。それぞれの特徴は下の表のとおりであり、事業方式を検討する際は、これらの特徴と当該事業の種々の条件・制約などを総合的に勘案する必要がある。

B O T、B T O比較表

	B O T方式	B T O方式
土地・建物の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・建物：P F I事業者が建設し、事業期間中はP F I事業者が所有する。事業期間終了後、公共側に譲渡される。 ・土地：P F I事業者に貸与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物：P F I事業者が建設し、完成時に公共側に譲渡される。 ・土地：行政財産として公共側が所有する。
利 点	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設から維持管理・運営までの一体性及びP F I事業者の自主性が高くなり、P F I事業者のノウハウや創意工夫が発揮される余地が広い。 ・施設をP F I事業者が所有することから、所有に伴うリスク対応をP F I事業者の分担とすることができる。 ・大規模修繕が発生する事業の場合、修繕業務をP F I事業者の業務範囲としやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助事業に対応しやすい。(B O T方式を採用した場合、関係省庁との協議が必要とされるものが多い。) ・公共側が施設を所有するため、固定資産税等の負担が生じない。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間と比して建物の法定耐用年数が長い場合、減価償却を事業期間内に終えることができないため、法人税負担が相対的に重くなる。 ・施設をP F I事業者が所有するため、既存の国の補助制度等が利用できなくなる可能性がある。 ・施設所有に伴い、固定資産税等の負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所有に伴うリスクが公共側に残り、また、施設所有者と管理者が別々であることから、リスク分担が曖昧になる可能性がある。 ・大規模修繕業務をP F I事業の範囲としにくい。 ・本施設と一体となる付帯的な民間収益施設(飲食店など)を設置しにくい。

6 P F I の特徴と従来の公共事業との比較

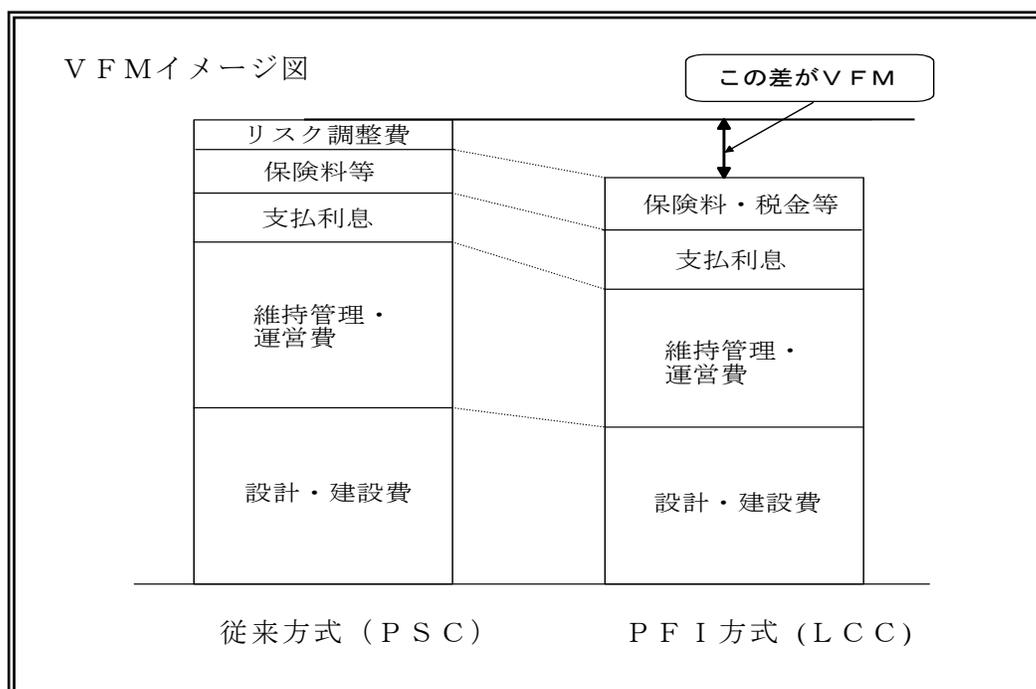
(1) P F I の特徴

V F M (Value For Money)

事業を P F I 手法で行うか否かの検討にあたっては、従来型の事業手法による場合と比較して V F M が発生するかどうか、すなわち、より効率的かつ効果的であるかどうかを基準となる。

P F I 事業において、V F M は、従来型事業手法での行政コストの推計値（これを P S C : パブリック セクター コンパラター Public Sector Comparator と呼びます。）と、P F I 手法を用いた場合の行政コストの推計値とを比較することで検証される。P F I 事業の場合は、事業期間全体にわたってのコスト削減を目指していることから、比較する際には、事業期間全体のコストの総計（これを L C C : ライフ サイクル コスト Life Cycle Cost と呼びます。）を用いる。（下記「V F M イメージ図」参照）

なお、P F I 基本方針において、P S C と P F I 事業の L C C を比較する際には、これを現在価値^{※8}に換算して比較することが求められる。



※8 現在価値：複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算する考え方。例えば、1年間の金利が3%であれば、現在の100万円を銀行に預ければ3年後には109万円になる。従って、現在の100万円と3年後の109万円は同じ価値であると考えることができ、「3年後の109万円の現在価値は100万円である。」と表現する。（具体的な計算方法などについてはV F M ガイドライン等を参照）

リスクの明確化と分担

リスクとは、事故、需要や物価・金利の変動、計画・仕様の変更などの予測できない事態によって損失が発生する可能性のことをいう。PFI事業においては、将来発生することが予見できるリスクをできる限り具体的に明確化し、そのリスクにより生じる費用と責任を持つか持たないかを契約締結時にあらかじめ定めることが大きな特徴である。

このリスクの分担については、PFI基本方針に示されているように、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方が原則で、リスク分担ガイドラインや他都市の事例などを参考としながら、いずれか一方に過度のリスクが偏ることのないように留意しなければならない。

次ページに、一例として、新津市「学校給食共同調理場整備事業」の実施方針において公表したリスク分担表を掲載した。なお、実際の検討にあたっては、必ずしも先行事例と同じ分担になるとは限らないことに留意し、事業の特性を踏まえ、想定される事例をできる限り考えて、個々に詰めていく。

長期契約と財政負担の平準化

PFI事業においては、公共側とPFI事業者との間で、設計・建設・維持管理・運営という事業内容について、リスク分担を含めて細部までを明確に規定した契約書に基づく長期（15～30年が通例）の契約を締結する。

事業や契約の内容によるが、公共側は「サービス提供への対価」を事業実施の全期間にわたり支出することになるため、財政負担が平準化され、初期投資等に係る一時的な支出の増大を避けることができる。

なお、このことから、公共側はあらかじめ、債務負担行為を設定する必要がある。

(例) 新津市学校給食共同調理場整備事業リスク分担表

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者		
				新津市	事業者	
共通	物価変動	人件費、燃料費等の物価の変動に伴う選定事業者の経費の増加	建設期間中のものは、選定事業者が負担する。		○	
			運営期間中のものは、サービス購入料に反映させる。	○	△	
	資金調達	必要な資金を確保できない責任	資金調達リスクは、選定事業者が負担する。		○	
	金利変動	金利の変動に伴う選定事業者の経費の増加	資金調達リスクは、選定事業者が負担する。		○	
	許認可失効	許認可の失効に伴って設計又は工期の変更、設備の改善等が必要となる選定事業者の経費増加及び事業契約の履行不能	市の事情による許認可の失効の場合は、市がリスクを負担する。	○		
			上記以外の場合		○	
	税制度	税制度の改正による、選定事業者の収支の影響	本事業に直接関係する税制度（消費税を含む。）の変更は、市が負担する。	○		
			上記以外の場合（法人税等）		○	
住民対策等	共同調理上の設置、設置条件及び選定事業者への契約条件に反対する住民運動等の発生による事業の進行への障害			○		
法令変更	法令変更により、事業の継続に過分の費用を要する事となった場合の費用負担。また、事業の継続が不能となったことを理由とする事業契約の解除による損害			○	△	
	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は選定事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、選定事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能			○	△

共通事項の△：従分担の内容

- (1) 物価変動 運営期間中のもの 変動率1%以内はサービス購入料に反映させない。
- (2) 法令変更 変更される法令の内容により、市と事業者がリスクを分担する場合がある。詳細は契約書に明示する。
- (3) 不可抗力 損害金額の一定割合については、事業者の負担とする。負担割合については契約書に明示する。不可抗力のリスク回避のための保険は事業者の負担により行うこととする。

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				新津市	事業者
計画・設計	測量調査	地形、地質等の現地調査等の不備等による施行のコストアップ、タイムオーバー、運用時の施設倒壊等の発生	市が行った測量調査の不備、誤り等により生じた部分は、市がリスク負担する。	○	
			選定事業者が行った測量調査の不備、誤り等により生じた部分は、選定事業者がリスク負担する。		○
	設計	選定事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる一切の費用	設計は選定事業者の選択に委ねられており、選定事業者がリスク負担する。		○
	設計変更	設計変更に伴う選定事業者の経費の増加	合理的な理由（市の指示等）に基づく設計変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
合理的な理由以外の事由による設計変更に伴う選定事業者の経費の増加				○	

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				新津市	事業者
建設	工程変更	工程変更に伴う選定事業者の経費増加	合理的な理由（市の指示等）に基づく工程変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
			合理的な理由以外の事由による基づく工程変更に伴う選定事業者の経費の増加		○

	稼働遅延	施設の稼働が遅延する責任	市の責に帰すべき事由による施設の稼働遅延に伴う選定事業者の経費の増加	○	
			選定事業者の責に帰すべき事由による施設の稼働遅延に伴う市の経費の増加		○
	工事費増加	工事工程や工法等の変更、資材調達価格の変更、設計変更等による、当初予定していた工事費の超過	市の責に帰すべき事由による選定事業者の経費の増加	○	
選定事業者の責に帰すべき事由による市の経費の増加				○	
	第三者賠償	建設工事に伴い生じる騒音、振動、臭気等により、周辺住民に損害を加えた、賠償金支払義務の発生	試行中の安全管理は、選定事業者の責任とする。		○
運 営	児童・生徒の減少	給食供給数の減少による、事業収入の減少	児童・生徒数の将来予測により最低補償額を設定する。 特殊事情による急激な児童・生徒数の減少	○	△
	給食利用者の事故への対応	食中毒事故等の発生	施設の管理運営は、選定事業者が行う。		○
	施設瑕疵	事業期間中の瑕疵が発見された場合の補修及び損害賠償の義務	施設の設計、建設及び維持管理は、選定事業者が行うため、選定事業者負担とする。		○
	施設修繕	事業期間中に必要となる施設の備品更新費の負担	共同調理場の設計、建設、維持管理は、選定事業者が行うため、選定事業者負担とする。		○
	備品更新	事業期間中に必要となる施設の備品更新費の負担	施設の備品更新は、選定事業者が行う。		○
	債務不履行			サービス水準の未達その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害	
支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除による損害				○	
	第三者等への賠償	施設運営から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民や市に損害を加えたことによる賠償費用	施設の運営については、選定事業者責任とする。		○

運営事項の△：従分担の内容

- (1) 児童・生徒の減少 不可抗力による施設運営を維持できないほどの急激な児童・生徒数の減少が生じた場合は市と事業者の協議を想定している。

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	説明	負担者	
				新津市	事業者
事業終了	施設譲渡	事業契約が終了した後に選定事業者施設を市へ譲渡するための諸経費			○
		選定事業者の清算に伴う評価損益の発生			○

※新津市「学校給食共同調理場整備事業の実施に関する方針」

(2) 従来の公共事業との比較

従来の公共事業との比較

	従来型公共事業	P F I 事業
共通する点	○ 公共側が最終責任を持ったうえで市民に行政サービスを提供する。 ○ 入札等の手続により、公平、公正な事業者選定を行う。	
実施方法	施設の設計・建設・維持管理・運営を個々に公共側が実施する。	施設の設計・建設・維持管理・運営をP F I 事業者が一体的に担う。公共側は事業の基本計画を立て、条件を設定し、事業を監視する。
発注の方法・内容	<u>仕様発注</u> ：構造・材料等の詳細な仕様書を公共側が作成し、提示する。 <u>分離発注</u> ：設計・建設・維持管理・運営を分離してそれぞれ発注する。	<u>性能発注</u> ^{※9} ：施設等の基本的な性能要件を公共側が作成し、提示する。 <u>一括発注</u> ：設計・建設・維持管理・運営を事業者に一括して発注する。
責任分担	基本的に公共側が責任を負う。	公共側とP F I 事業者の双方で分担する。
資金調達	地方債、補助金など、公的色彩の強い資金が中心となる。	プロジェクトファイナンス方式が主流であり、民間側が市場から資金を調達する。

第三セクターとの比較

民間の活力と経営能力を活用するという点は共通だが、以下の点が異なる。

	第三セクター	P F I 事業
実施者	公共側と民間側が共同出資して設立した法人が事業の実施にあたる。	S P C（特別目的会社）が事業の実施者となり、設計・建設・維持管理・運営を行う。公共側はサービスの提供を受け、その対価を支払う。（サービス購入型の場合）
対象事業	一般に、公共事業と民間事業との境界的な事業が多い。	公共施設等の整備等による公共サービスの提供
責任分担	官民の間で責任の所在が曖昧で、リスク分担も明確でないケースが多く、想定外の財政支出を伴う場合もある。	予見できるリスクをできる限り具体的に明確化し、そのリスクにより生じる費用と責任を誰が持つかを契約締結時にあらかじめ定める。

※9 性能発注：要求するサービスの内容、水準のみを規定し、「如何にして」という点は民間事業者に委ねる発注方式。P F I 事業においては、性能発注方式の方が「民間の創意工夫の発揮」がしやすくなる。性能発注における仕様書は、英国P F Iではアウトプット仕様書と呼ばれている。なお、発注する性能の具体的な要件はできるだけ明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすることが重要である。

(3) 資金調達の方法

現在、日本では「コーポレートファイナンス」が一般的な資金調達方法となっているが、PFIを行う場合は、「プロジェクトファイナンス」という資金調達の手法が採用されている。

① コーポレートファイナンス

コーポレートファイナンスは、企業全体の業績や収益力、担保力など企業の信用に基づく資金調達方法を言う。この場合、ある事業の業績が赤字であっても、金融機関は、その企業全体のキャッシュフロー^{※10}を返済原資として資金を回収する。

② プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンスは、特定の事業に着目し、その事業収入だけで金融機関からの融資を返済する資金調達方法である。この方法による資金調達を行う場合には、プロジェクトの専門会社（SPC）を設立し、その会社が親会社の信用を用いず借入を行うため、親会社の貸借対照表のスリム化が図られるなどのメリットがある。一方、事業から出るキャッシュフローに依存されるため、事業にかかるリスクについては、可能な限り明確化し、関係者が最も適切にリスクコントロールできるよう分担する必要がある。また、担保は、事業に関連する資産に限定される。

(4) PFIの問題点

PFIは、今後の行財政運営の新たな道を切り拓くための大変有効な手法である。しかしながら、PFIは、「万能薬」ではなく、次のような問題点があり、実施にあたっては、これらの問題点も視野に入れ検討する必要がある。

公共側の問題点	民間側の問題点
<ul style="list-style-type: none">○ 募集から契約までの手続が複雑である。○ 事業者と契約するまでに時間がかかる。○ 単年度予算主義の原則と調和しない。○ 長期債務負担行為の設定による後年度負担が累積し、財政の硬直化が起こる可能性がある。○ 事業のコントロールが難しくなる。○ PFIの導入を検討した結果、契約等に至らなかった場合、投入した公的資金が無駄になる。	<ul style="list-style-type: none">○ 募集から契約までの手続が複雑であり、具体的な事業計画を提案するための入札費用等がかさむ。○ 公共からのリスク分担の要請が高まる。○ 契約の複雑さとリスクの高さから、対応可能な事業者が限定され、中小企業レベルでは対応できない可能性がある。○ 投資回収期間が長い。

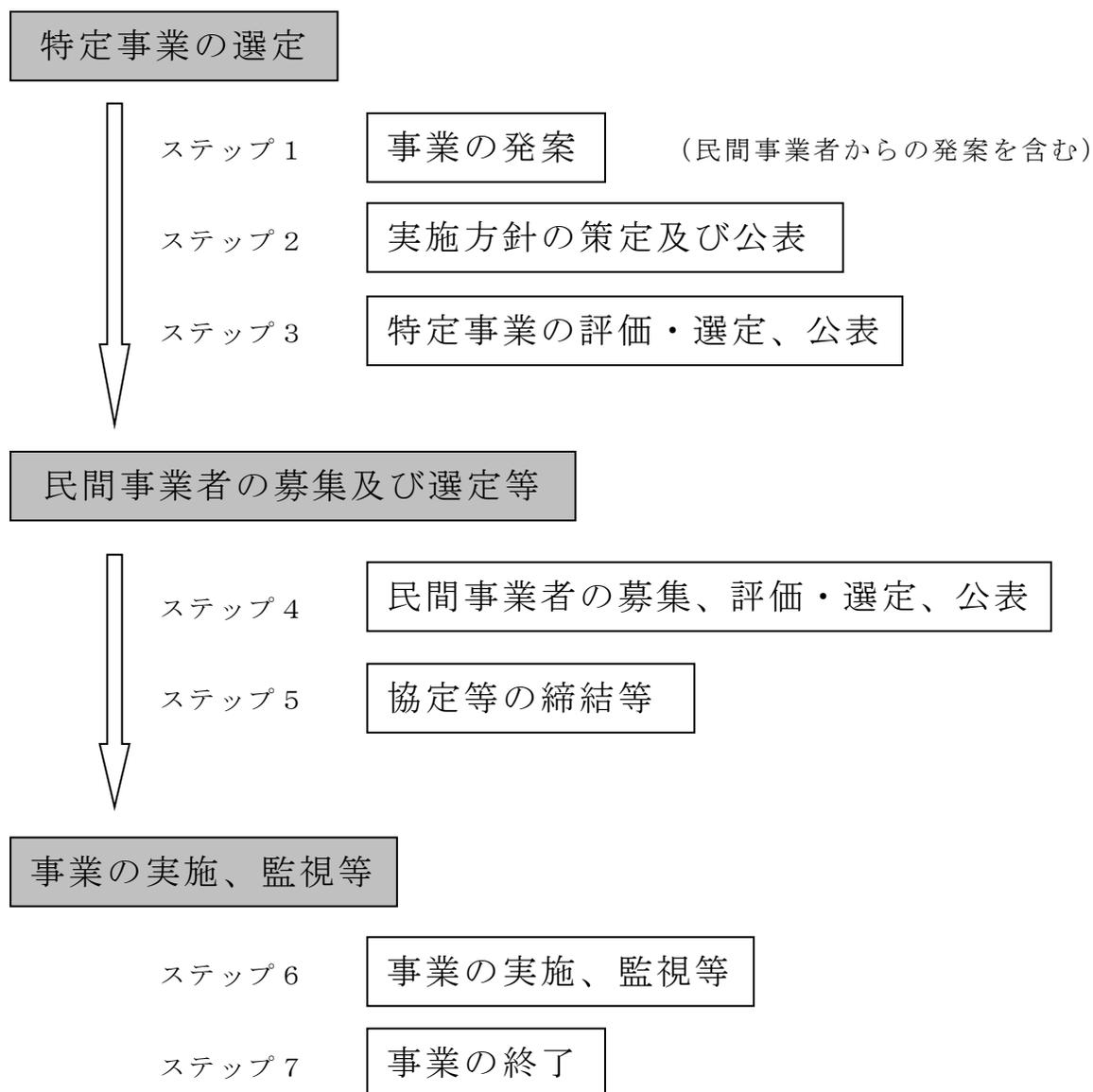
※10 キャッシュフロー：事業活動による資金の流出入のこと。融資者に対する主な返済原資となる。

7 PFI事業の基本的な流れ

プロセスガイドラインでは、PFI事業の全体の流れは次のフロー図のとおり、7つのステップに整理されている。

PFI事業は、「事業の発案」から始まり、事業方針を定める「実施方針の策定及び公表」、PFI事業としての実施を決定する「特定事業の評価・選定、公表」、透明性を確保した手続によりPFI事業者を選定する「民間事業者の募集、評価・選定、公表」、選定された事業者との間で協定内容の詳細な取決めをする「協定等の締結等」を経て、「事業の実施、監視等」、「事業の終了」に至る。

PFI事業の一般的なプロセス（導入フロー）



8 P F Iにおけるその他の留意事項

(1) P F I 事業に係る地方財政措置

P F I 事業に係る地方財政措置については、自治事務次官通知及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日自治調第25号自治省財政局長通知。以下「自治省財政局長通知」という。）」により、以下の措置等が講じられる。（詳細は自治省財政局長通知を参照）

具体的に検討する際は、事業担当課は財政課及び関係省庁等と協議し、これら地方財政措置の適用の有無を確認の上、事業を進める必要がある。

国庫補助負担金が支出される P F I 事業

国庫補助負担金の内容に応じ、以下のとおり従来手法による場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置が講じられる。

- ・市が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合
→ 従来手法による場合と同種の地方債をその財源とすることができ、当該地方債の元利償還金に対して交付税措置がある場合は、同様の交付税措置が行われる。
- ・市が P F I 事業者に対し、後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い又は委託料等の形で分割して支出する場合
→ 従来手法による場合の地方債充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が行われる。

なお、国庫補助負担金については、公立学校施設整備事業や廃棄物処理施設整備事業などのように、P F I 事業として地方自治体が事業を実施した場合にも、一定の条件下で国庫補助負担金が交付されるものもあるが、事業によっては、交付がなされるか否かが明確ではないのが現状である。事業担当課は、具体的な検討にあたり、早期に財政課及び各補助事業所管省庁へ協議する必要がある。

地方単独事業として実施される P F I 事業

従来手法による場合での施設種別に応じた財政措置の有無により、以下のとおり地方交付税措置が講じられる。

- ・施設の種別に応じた財政措置がある場合
→ 従来手法による場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して、財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が行われる。
- ・財政措置がない場合（公共性が高く、非収益的な施設が対象。庁舎等の公用施設は対象外）

→ 負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し、均等に分割して一定期間交付税措置が行われる。

上記以外にも、資金手当のための地方債措置、用地を取得する場合の経費に対する地方債措置、地方公営企業におけるPFI事業に対する措置等が規定されている。

(2) 「公の施設」とPFI

① 公の施設とは

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいう（地方自治法第244条）。

地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

② 公の施設とPFI

自治事務次官通知は、公の施設とPFIの関係について以下のように示している。

第6 公の施設関係

1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。

（中略）

4 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であつて、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数ものをPFI事業として行わせることも可能であること。その場合にあつては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として收受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと（地方自治法第244条の2第8項、第9項）。

① 下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
 - ・警備
 - ・施設の清掃
 - ・展示物の維持補修
 - ・エレベーターの運転
 - ・植栽の管理
- ② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為
- ・入場券の検認
 - ・利用申込書の受理
 - ・利用許可書の交付
- ③ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収
- ④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

5 PFI事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第244条の2第4項）、指定の期間（同条第5項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）について、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるPFI事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（PFI法第9条の2）

このように、管理受託者の要件を満たさないPFI事業者であっても、使用料の徴収を含め、PFI事業として諸業務を包括的に行うことは可能であるとされている。

但し、この場合、PFI事業者は施設の利用料金を自らの収入として収受できず、また、料金を自ら設定することもできないため、経営努力が反映しにくい状況にある。

以上のことから、公の施設の整備をPFI事業で行うかどうかについては、当該公共施設の設置目的や需要動向等を総合的に勘案し、その適否を判断していく必要がある。

第2章 鈴鹿市におけるPFIの導入方針

1 PFI手法導入の基本的な考え方

(1) 本市の基本姿勢

歳入の根幹である市税収入は、社会経済情勢の影響により安定した財源の確保には至らず、今後も人口減少社会に向けて生産年齢人口の減少が見込まれるため、厳しい状況が続くことが予想される。

また、歳出は、社会保障関係経費が引き続き高い水準で推移することが見込まれる上に、公共施設の更新や改修のための財政需要も見込まれるため、厳しい財政状況となることが予想されるが、そうした状況下においても、公共サービスの水準を維持・増進していかなければならない。

そこで、公共施設等の更新や改修等のコストを削減しつつ、今まで以上に効率的で、効果的な市民サービスを提供できる可能性がある事業手法の一つとして、本市はPFI手法の導入を積極的に検討していく。

(2) 導入検討の視点

事業の実施にあたっては、「最小の経費で、最も良質なサービスを実施する」という考え方にに基づき、従来手法にとらわれることなく、事業ごとに最適な事業手法を検討し、その結果でPFIが最も適切と判断した場合に導入する。

なお、PFIの導入検討は、事業調査又は事業担当課からの発案に基づき行うものとする。

検討の際の主な視点は、次のとおりとする。

事業規模は適正か

- ・PFI手法の導入にあたっては、アドバイザーの委託料をはじめ、種々の費用負担が発生するが、規模が小さい事業については、それらの費用の採算性への影響が相対的に大きくなると予想される。

設計・建設・維持管理・運営を一括して発注することが可能か

- ・事業全体に要する経費の低減を図るためには、維持管理・運営面を考慮した施設の設計・建設が行われることが重要な要素となるため、一括発注を原則とする。

特に運営面で民間のノウハウを活用できるか

- ・運営面で民間のノウハウを活かすことが可能な事業計画案を構築することで、創意工夫の余地が広がり、VFMの向上が期待できる。

事業スケジュールに余裕があるか

- ・ P F I の場合、民間側の意向を十分に聞き取って事業方針に反映させること、民間事業者が事業提案を作成するのに多大な作業と時間を要することなどから、ゆとりあるスケジュールを設定する。

(3) P F I の導入の基準

(1)の基本姿勢に則り、本市の事業のうち、P F I 法第 2 条で規定されている事業（P. 4 参照）のうち、次の事業については、P F I 手法の導入を必ず検討する。さらに、この基準に該当しない事業であっても、必要に応じ導入を検討する。

【 P F I 手法の導入を必ず検討する事業】

- 施設の新築・改築を内容とする事業
かつ
- 施設整備に要する経費が、概ね 1 0 億円以上の事業

【上記のほか P F I の導入を検討する必要のある事業】

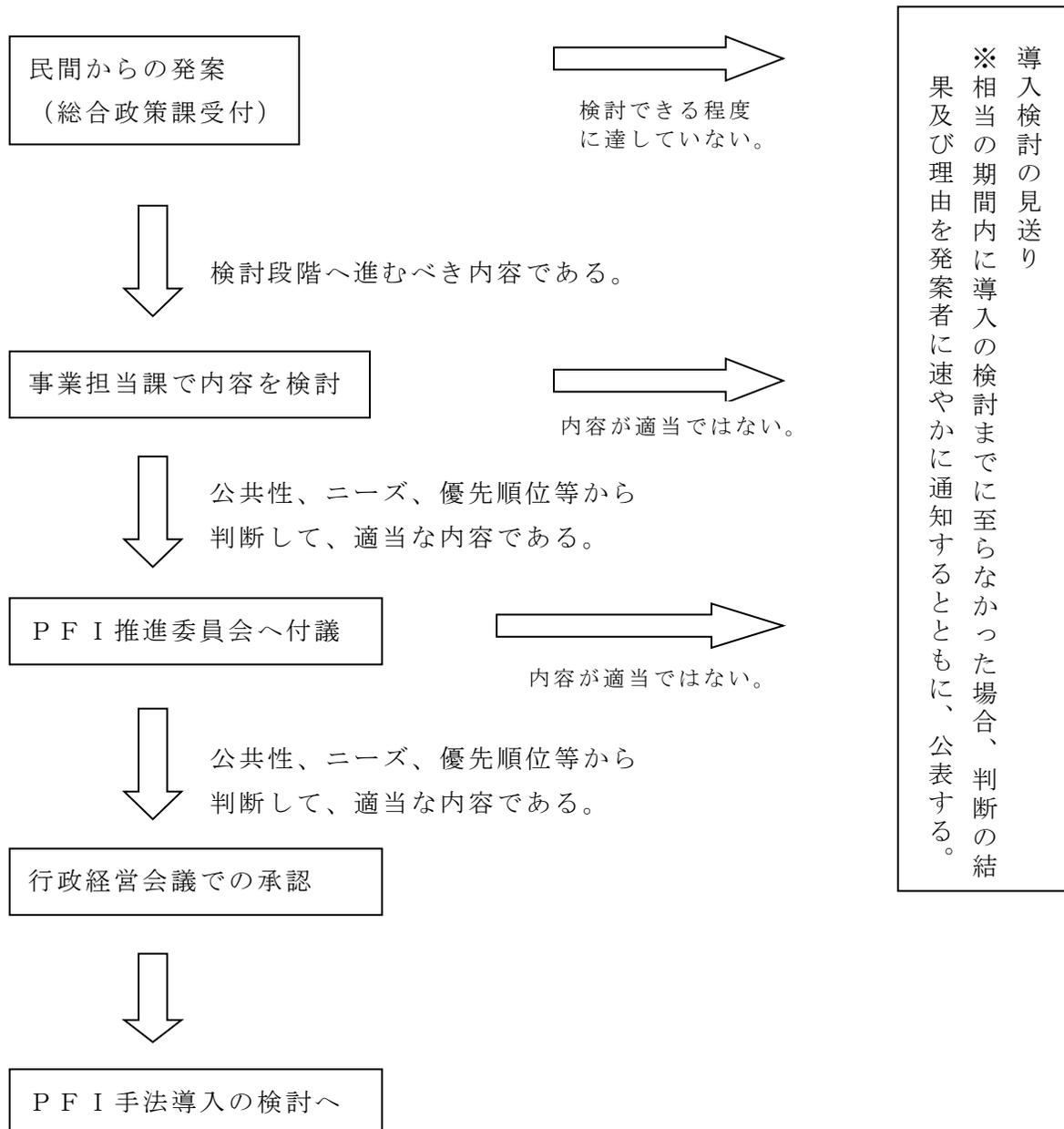
- ◆民間事業者のノウハウを活用して、創意工夫できる範囲が広い事業
 - ・建設段階より維持管理・運営段階の比重が高い事業
 - ・設計段階から民間事業者の創意工夫が可能な事業
 - ・長期にわたる安定した需要が見込める事業
 - ・採算性、収益性、事業の自由度がある事業
- ◆事業の成果（アウトカム）が明確に計測できる事業
 - ・事業の評価が客観的にしやすく、サービス水準の監視がしやすい事業

2 民間事業者からの発案

P F I は、公共側自身が導入を検討するのが一般的だが、民間事業者から公共施設の整備等に関する提案がなされることも考えられる。P F I 基本方針には、「公共施設等の管理者等は、民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。」と示されており、そのような発案がありうることを認識することが必要である。

なお、プロセスガイドラインは、公共側が民間発案を不採用とした場合、公共側はその判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知するとともに、発案者の権利・利益等に影響を及ぼさない範囲内で、事業案の概要、判断の結果及び理由について公表するものとしている。

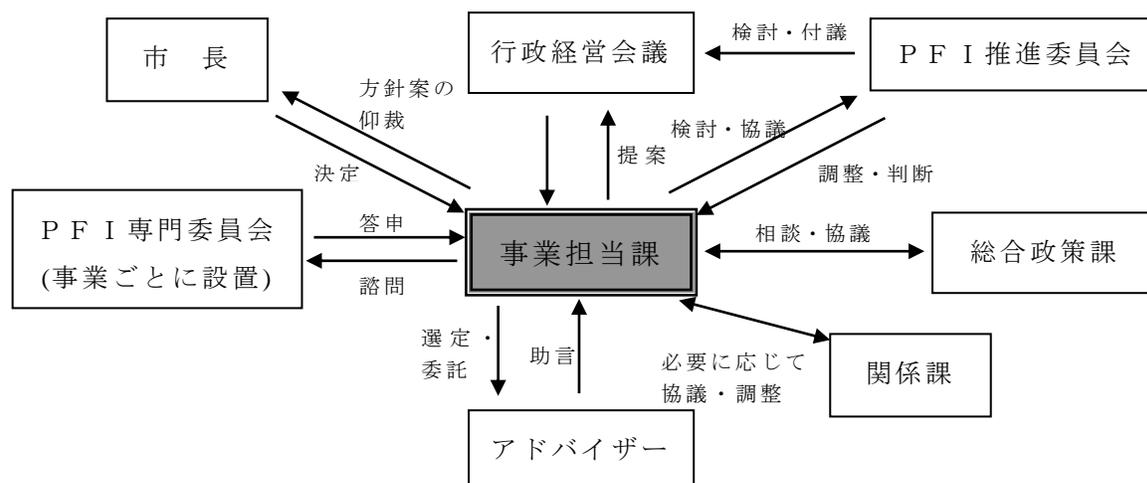
民間事業者からの発案処理フロー



3 P F I 事業の実施体制

P F I の導入検討や実施にあたっては、事業を主管する部局(以下、「事業担当課」という。)が中心となり進める。しかしながら、P F I は、導入検討から実施の段階まで、法律、技術及び財政面で様々な専門的知識を必要とする。このため、専門的知識を有するアドバイザーの助言や関係部局との調整を図りながら、P F I 導入を進めていく必要がある。

【本市の P F I 事業検討・実施体制】



(1) 行政経営会議

鈴鹿市における P F I の導入に関する最終方針案を決定する。P F I 専門委員会や事業担当課において検討した P F I に関する重大な方針決定(変更)等をこの会議に諮る。

(2) 事業担当課

P F I の導入検討及び具体的な実施を行う。この際、事業担当課は、P F I 推進委員会やアドバイザー、P F I 専門委員会等の機関と調整・連携のもと、責任を持って円滑な事業の推進を行い、必要に応じて部長連絡会議へ報告を行う。

具体的には、以下の事務を行う。

- ・アドバイザーの選定・委託
- ・可能性調査の実施
- ・実施方針、募集要項などの検討、策定、公表等の実務
- ・入札、契約、公表などに係る関係部局及び関係省庁等との連絡・調整
- ・P F I 専門委員会の運営事務局
- ・P F I 推進委員会、行政経営会議への提案

- ・ P F I 専門委員会への諮問

(3) 総合政策課

事業担当課が円滑に事業を推進できるよう協力するとともに、庁内の P F I 総括窓口として以下の事務を行う。

- ・ 事業調査の実施
- ・ P F I に関するノウハウの蓄積、共通課題の整理、事業担当課への助言
- ・ 「鈴鹿市 P F I 導入基本指針」の改定等
- ・ P F I の共通課題に係る関係部局及び関係省庁等との連絡・調整
- ・ P F I 推進委員会の運営事務局
- ・ P F I 導入検討対象事業リストの作成
- ・ P F I 導入可能性調査実施事業リストの作成

(4) P F I 推進委員会

鈴鹿市における P F I 導入を推進し、庁内における統一した調整・判断を行う。特に P F I の導入検討の際、事業担当課に対する予算的・人的な検討や、P F I 導入の適否等についての協議を行う。

具体的には、以下の検討・協議を行う。

- ・ P F I 手法導入候補事業の選定
- ・ P F I 手法導入可能性調査後の方針
- ・ 民間発案の採択・不採択

委員会の構成は、次のとおりとし、事務局は、総合政策課が担当する。

(P F I 推進委員会の構成)

構 成 員	
委 員	総合政策課長
	人事課長
	総務課長
	財政課長
	技術監理契約課長
	建築指導課長
	管財課長
	公共施設政策課長
事務局	総合政策課

(5) P F I 専門委員会

適切な P F I 事業の実施と事業者の選定をするため、法律、金融等の知識経験者、各事業に精通している専門家と市の職員で構成された「P F I 専門委員会」を各事業ごとに設置し、事務局は事業担当課が担当する。

設置の時期は、実施方針の策定前とする。

協議内容は、概ね以下のとおりである。但し、委員会は諮問機関としての位置付けとなり、最終的な事業者決定の責任は市が負っていることに留意する。

なお、総合評価一般競争入札により事業者を選定する場合、学識経験者2名以上の意見聴取が必要（地方自治法施行令第167条の10の2第4項）であるが、本委員会の委員がこれを兼ねるものとする。

【P F I 専門委員会における協議内容】

- ・実施方針（事業概要、事業スキーム等）について
- ・特定事業の選定（V F Mの算定）について
- ・整備要求水準書について
- ・募集要項について
- ・事業者選定基準（採点方法、配点等）について
- ・事業者の評価、選定

4 アドバイザーの活用

P F I 手法の導入にあたっては、財務・金融、法律、建築等技術の各分野にわたる専門的な知識やノウハウが必要となるため、専門的知識を有するコンサルタントとアドバイザー契約を締結する。

(1) アドバイザーへの依頼業務

アドバイザーへ依頼する業務は、「P F I 手法導入可能性調査における業務」と、導入決定後の「実行段階における業務」とに分かれる。

それぞれの具体的な業務は、以下のようなものが考えられる。

○ P F I 手法導入可能性調査における業務（例）

- ・ P F I 事業成立の必要条件整理
- ・ 施設計画及び運営計画
- ・ 事業方式の検討
- ・ P F I 事業スキーム概要の構築
- ・ V F M 及びリスク分担の検討
- ・ 市場調査の実施
- ・ 法制度、税財政、各種助成制度等の課題検討
- ・ 導入調査報告書の作成

○ 実行段階における業務（例）

- ・ 事業実施手続・スケジュールの検討
- ・ 実施方針案の策定及び募集関係書類案作成
- ・ 質問回答書の作成
- ・ 契約書案の作成
- ・ 事業予定者との交渉支援

(2) アドバイザーの選定

アドバイザーの選定方法には、原則、実施能力や提案内容を重視したプロポーザル方式を用いることとし、アドバイザー契約を結ぶにあたっては、導入可能性調査だけではなく、当該事業が調査後の実行段階においても同一のアドバイザーに委託する可能性があることを念頭において選定しなければならない。

なお、プロポーザル方式以外の方式を採用する場合は、行政経営会議に諮るものとする。

プロポーザル方式を採用した場合の選定基準は、その事業の特性等を踏まえて事業担当課が決定する。以下に一例を示す。

- ・ 業務実績
- ・ 実施体制
- ・ アドバイザリー契約を受託するにあたっての基本的な考え方
- ・ 当該事業に P F I 手法を導入することの妥当性とその考え方
- ・ 調査開始から結果取りまとめまでの事務項目とスケジュール
- ・ 市場調査の内容及び方法

第3章 P F I の導入手順

P F I の導入手順については、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について概説しているガイドラインを参考にし、原則として以下の手順に沿って進める。

1 導入候補事業の抽出、導入の適否の判断

手順 1	
導入候補事業の抽出、導入の適否の判断	(1) P F I 導入検討事業調書の作成 (2) P F I 導入検討対象事業リストの作成 (3) 行政経営会議での審議 (4) P F I 導入可能性調査実施事業リストの作成・公表 (5) 導入可能性調査の予算要求・措置

事業調査により抽出された事業又は事業担当課から発案された事業で、かつ、本指針 2 3 ページで示した導入基準を満たす事業については、原則として、『P F I 導入検討対象事業リスト』に掲載する。

また、導入基準に達していない事業又は、事業調査で抽出されていない事業でも、導入の方向性を検討すべきと判断されるものについては、『P F I 導入検討対象事業リスト』に掲載することがある。

具体的な導入候補事業の抽出は、以下のとおり行う。

(1) P F I 導入検討事業調書の作成

事業担当課は、本指針 2 3 ページに示す基準を満たす事業について、基本構想の策定等を行い、事業の内容、事業期間等についての十分な検討を経て P F I 導入検討事業調書を作成し、総合政策課に提出する。

P F I 導入検討事業調書において、「P P P / P F I 手法導入優先的検討規程」に定める簡易な検討を行うこととします。

(2) P F I 導入検討対象事業リストの作成

総合政策課は、P F I 導入検討事業調書の提出があった事業について、P F I 推進委員会への協議を経て、『P F I 導入検討対象事業リスト』を作成する。

(3) 行政経営会議での審議

行政経営会議は、『P F I 導入検討対象事業リスト』に掲載された事業について、「事

業の熟度」、「緊急性」、「事業効果」、「困難性」などの観点及び財政運営上の効果等から、P F I 導入の有効性について審議し、P F I の導入の有効性について検討を行う必要があると認めるときは、導入可能性調査の実施を事業担当課に指示する。

なお、P F I 事業で行わず、従来手法において整備することになった事業については、その理由を公表する。

(4) P F I 導入可能性調査実施事業リストの作成・公表

総合政策課は、行政経営会議で導入可能性調査を実施すべきものと判断されたものについて、『P F I 導入可能性調査実施事業リスト』に掲載し、公表する。

イ) 公表の内容

○ P F I 導入可能性調査実施事業リスト

- ・ 事業名
- ・ 事業概要
- ・ 必要性・目的
- ・ 補助金・法的制限

○ 各事業の P F I 導入検討事業調書

公表後における質問に対する回答や問い合わせの対応は、各事業担当課によって行う。

(5) 導入可能性調査の予算要求・措置

事業担当課は、『P F I 導入可能性調査実施事業リスト』に掲載された事業について、導入可能性調査における予算要求をし、財政課は予算措置をする。

2 導入可能性調査

手順 2	
導入可能性調査	(1) アドバイザーの選定・契約 (2) 調査の実施 (3) 導入方針の決定

(1) アドバイザーの選定・契約

P F I手法の導入を検討することに決定した事業については、導入可能性調査を実施する。

当該調査を実施するにあたっては、事業担当課が外部のコンサルタントとアドバイザー契約を結ぶ。

(2) 調査の実施

事業担当課は、アドバイザーとの連携のもと、導入により想定される効果、法規制等による課題、想定される事業スキーム等について、当該事業へP F I手法を導入することが可能かどうかを調査・検討する。以下に調査項目の例を示す。

ア P F I事業成立の必要条件整理

対象となる施設・業務の内容及び調達するサービスの内容を整理する。また、対象事業に関わる法規制（都市計画法による用途制限、事業化に向けての法的制限など）等の課題を整理する。

イ 施設計画及び運営計画

V F M評価に必要な基礎データの収集を目的として、基本的な施設計画と概算積算を行うとともに、運営計画を検討する。

ウ 事業方式の検討

当該事業へP F Iを導入した場合に想定される事業形態（サービス購入型or独立採算型など）及び事業方式（B O T方式orB T O方式など）を検討する。また、補助金、公的融資、優遇税制等が適用可能かどうか調査するとともに、他の事業手法（民間委託、土地信託、第三セクター等）の導入可能性についても検討する。

エ P F I事業計画案の概要の構築

ア～ウの検討内容を踏まえ、事業計画案の概要を検討する。

オ 市場調査の実施

構築した事業計画案の概要をもとに、広く民間事業者からの意見聴取や市場需要を調査する。

カ V F M及びリスク分担の検討

ア～オの検討内容に基づき、従来方式の場合とP F I方式を採用した場合の負担額をそれぞれ算定する。さらに、この段階で想定し得るリスクを抽出して分担案を検討

する。(VFMの算定方法等については、本指針P36～P37及びVFMガイドライン等参照)

ここでのVFM及びリスク分担の検討は、導入可能性調査の根幹となるものであり、導入決定後にPFI事業として実行段階に移った後も、ここでの検討内容が市側の基礎的な資料となる。

キ PFI事業計画案の確定

ア～カまでの検討の結果、PFI手法の導入により一定の効果があるという結論に達した場合、検討結果を踏まえたPFI事業計画案を確定する。

(3) 導入方針の決定

事業担当課は、可能性調査の結果、PFI手法の導入により一定の効果が得られるという結論が出された事業については、PFI推進委員会での協議を経たうえで行政経営会議に付議する。その結果、市としてPFI手法を導入する方針が決定された場合は、次の手順に入る。(DBO方式等の公民連携手法についても、PFI手法に準じて実施する。)

なお、PFI事業で行わず、従来手法において整備することになった事業については、その理由を公表する。

3 実施方針の策定、公表

手順 3	
実施方針の策定、 公表	(1) アドバイザーの選定・契約 (2) 実施方針の策定 (3) 実施方針の公表 (4) 実施方針に関する意見・質問の受付 (5) 実施方針の修正の検討

(1) アドバイザーの選定・契約

当該事業が実行段階に入るにあたり、実施方針の検討から契約締結に至るまでの事業プロセスを円滑に進める必要から、事業担当課は、あらためてアドバイザーを選定し、アドバイザー契約を締結する。

(2) 実施方針の策定

P F I 事業の実施に向けて具体的に検討を進めている事業の内容や民間事業者の募集方針等をアドバイザーと連携して実施方針として策定し、公表する。

なお、P F I 法第 5 条第 2 項には、実施方針に具体的に定める事項として以下の 8 項目が掲げられており、それぞれの記載内容の一例を併せて示す。

記 載 項 目	記 載 内 容 (例)
一 特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 ・ 事業内容（施設概要等） ・ 事業方式 ・ 事業期間 ・ 事業範囲 ・ 事業者の収入 ・ 事業スケジュール ・ 法令等の遵守 ○ 特定事業の選定及び公表に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定方法 ・ 選定基準 ・ 選定結果の公表

記載項目	記載内容(例)
<p>二 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の募集及び選定方法 ○ 事業者の募集及び選定の手順 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の募集・選定スケジュール ・ 実施方針に関する意見等の受付 ○ 応募者の備えるべき参加資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者の構成 ・ 応募者の参加資格要件 ・ 構成員の制限 ○ 審査及び選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査方法・審査事項
<p>三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予測されるリスクと責任分担 (リスク分担表を添付するのが一般的) ○ 事業の実施状況の監視
<p>四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の立地条件及び施設内容等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設予定地 ・ 敷地面積 ・ 現況 ・ 用途地域等 ○ 施設計画の考え方
<p>五 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 裁判管轄の指定
<p>六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 ○ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 ○ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 ○ 金融機関と市との協議
<p>七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等から補助金等が得られた場合の措置 ○ 市から事業者への補助金の有無に関する方針 ○ 民間事業者が法制上、税制上並びに財政上及び金融上の支援を得るために協力する場合、その方針
<p>八 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の議決 ○ 応募に伴う費用負担 ○ 実施方針に関する問い合わせ先

民間事業者にとって事業参入の検討がしやすくなるように、実施方針の策定はできる限り具体的なものにする必要がある。それと同時に、事業に関する情報が広く速やかに周知されるよう、策定・公表をなるべく早い段階で行うことが求められる。

なお、事業担当課は、実施方針公表前に、関係各課に対して内容の確認を依頼する必要がある。また、総務省のPFI担当課へも公表前に実施方針案を送付する。

さらに、実施方針案について、PFI専門委員会に諮問し、答申を受ける。

(3) 実施方針の公表

策定した実施方針の内容を広く速やかに周知するために、事業担当課は公告を行い、さらに記者発表、鈴鹿市ホームページへの掲載等により公表する。

なお、事業内容等についてさらなる周知を図り、かつ民間事業者の関心の度合いを把握する手段として、民間企業等を対象とした実施方針説明会を開催する。

(4) 実施方針に関する意見・質問の受付

事業担当課は、実施方針で公表した事業内容や事業者募集に関することなどについて、民間事業者からの意見・質問を受け付ける。意見・質問の受付期間の設定にあたっては、民間事業者が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

提出された意見・質問については、速やかに回答内容を検討し、これを鈴鹿市ホームページ上で公表する。この際、原則として全ての意見・質問に対して回答するが、提案者の利益を害するおそれがある特殊な技術、ノウハウ等に関する提案などが含まれるものについては、これを公表しない。

なお、事業に対する民間事業者の視点や考え方を聞く必要があると判断される場合、意見交換会を開催する。

(5) 実施方針の修正の検討

実施方針に対して寄せられた意見などで有用なものについては、事業への反映を検討し、必要があれば実施方針の修正を行う。

実施方針を修正する場合は、事業担当課は、当初方針と同様の手続によりに、これを修正し、公表する。

4 特定事業の評価・選定、公表

手順 4	
特定事業の評価・選定、公表	(1) 定量的評価 (2) 定性的評価 (3) 特定事業の選定 (4) 選定結果等の公表 (5) 債務負担行為の設定

実施方針を策定、公表した後に、民間事業者からの意見等を踏まえたうえで、PFI事業として実施することで公共施設等の設計・建設・維持管理・運営が効率的かつ効果的に実施できるかどうかを、VFMの評価により判断する。評価の結果、導入が適当であると判断した場合、これを特定事業として選定、公表する。

(1) 定量的評価

事業担当課は、アドバイザーと連携し、導入可能性調査において一度検証したVFMを、民間事業者からの意見等を踏まえた実施方針の修正等を加味したうえで、より綿密に算定し、PFI事業として実施することの定量的評価を行う。

ここでは、以下にVFM算定のおおよその手順を示す。（算定方法の詳細は、VFMガイドラインなどを参照）

ア PSC（従来手法による場合の行政コスト）の算定

PSCは、市が自ら当該事業を実施する場合の期間全体を通じたコストの見込総額で、算定にあたっては、市が実施する場合に採用すると考えられる事業形態を想定し、設計・建設・維持管理・運営の各段階の経費を積み上げる。

イ PFI手法のLCC（PFI手法による場合の行政コスト）の算定

PFI手法による場合の行政コストの算定にあたっては、PFI事業者が実施方針で策定した事業スキームに基づき施設等の設計・建設・維持管理・運営を行った場合の各段階の費用を積み上げ、その上で市が事業期間全体を通じて負担する費用を算定する。

ウ リスク調整

事業に伴うあるリスクを事業者側が負担することとされている場合、事業者側は、その代償としての対価をコストに上乘せし、公共側に支払いを求めるのが一般的である。従って、PFI手法のLCCにも、事業者が負担すると想定したリスクの対価が含まれる。

一方で、市が従来の手法で事業を実施する場合は、市が自らリスクを負い、リスクが顕在化し金銭的な負担を要することとなった際は、その都度、市が自らリスクの対価を負担する。

従って、P S CとP F I手法のL C Cを比較するに当たっては、P F I手法による場合に事業者が負担すると想定したリスクの対価に対応する金額を事業コストとしてP S Cに加えるリスク調整作業を行う。

エ 現在価値への換算

P F I基本方針において、P S CとP F I手法のL C Cを比較する際は、これを現在価値に換算して比較するとされている。換算する際の割引率については、例えば長期国債利回りの過去の平均や消費者物価指数の推移などを勘案して算定する方法がある。

(2) 定性的評価

コスト削減などの定量的な評価以外に、サービスの水準などの定量化が困難なものについても、客観性を確保した上で定性的評価を加える。

具体的には、一括発注及び性能発注による民間事業者の経営能力、技術力等の活用効果、定期的な監視による安定的なサービス水準の確保効果、財政負担の平準化効果などがある。

(3) 特定事業の選定

定量的及び定性的評価の結果、当該事業をP F I事業として実施することが適切であると認められる場合、これを特定事業として選定する。

一方で、V F Mが生じないという評価となった場合、事業内容やリスク分担等を再検討した上で再度算定する。それらの検討を経てもなおV F Mが出ないことが明白な場合は、特定事業として選定をせず、P F I手法の導入検討を中止し、他の手法等を検討する。

(4) 選定結果等の公表

選定結果等について、事業担当課は、実施方針の公表時と同様に公告を行い、さらに記者発表、鈴鹿市ホームページへの掲載等により広く公表する。また、特定事業の選定を行わないときも、同様に公表する。

なお、V F Mの算定結果も、併せて公表する。但し、ここで詳細な数値を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあると認められる場合は、コストの縮減額又は割合の見込みの提示に留める。（プロセスガイドライン参照）

(5) 債務負担行為の設定

複数年の契約を前提とする P F I 事業においては、事業期間全体にかかる事業費の総額について、債務負担行為を設定し、市議会の議決を得る。事業担当課は以下の点に留意し、財政課と協議の上、債務負担行為を設定する。

ア 設定額

債務負担行為の設定額は、V F M 評価の際に算定した P F I 手法の L C C（現在価値に割り引く前の額）を基礎とする。

イ 設定時期

募集の手続に入る前の段階で債務負担行為を設定する。因に、事業者の選定方法に総合評価一般競争入札方式を用いる場合、入札公告を含む一連の契約行為は支出負担行為の範疇に含まれると解されており、あらかじめ予算措置がなされている必要がある。

ウ P F I 事業に係る債務負担行為の位置付け

旧自治省の事務次官通知（平成12年3月29日付自治画第67号。以下「自治事務次官通知」という。）では、P F I 事業における債務負担行為について、「効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、『もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為』に該当するものではない」と示されている。但し、同時に「この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、P F I 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とする」としていることに留意する。

5 事業者の募集、評価・選定、公表

手順 5	
事業者の募集、評価・選定、公表	(1) 基本的な考え方 (2) 契約方針の選定 (3) 事業者選定の流れ

(1) 基本的な考え方

事業者の募集、評価・選定について、PFI基本方針に則り、以下の項目に留意する。

- ・「公平性原則」に則り競争性を担保すること。
- ・「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保すること。
- ・民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。
- ・所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
- ・価格及びその他の条件により選定を行う場合は、客観的な評価基準を設定すること。
- ・公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
- ・募集にあたっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すこと。
- ・構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限に留めること。
- ・民間事業者には質問の機会を与えると同時に、質問に係る情報提供にあたっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。
- ・民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表すること。

なお、これらの留意点はプロセスガイドラインでもより具体的に示されており、民間事業者の選定プロセスにおいて、事業担当課は一貫してこれを念頭に置く。

(2) 契約方式の選定

PFI法及びPFI基本方針において、民間事業者の選定は公募の方法等によること、及び原則として一般競争入札によることとされている。また、自治事務次官通知は、「PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に

勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ること。」として、PFI事業における民間事業者の選定に総合評価一般競争入札方式を採用することを奨励している。

また、事業によっては公募型プロポーザル方式による随意契約により事業者を選定することも可能であり、自治事務次官通知においても「随意契約による場合の留意点」が示されている。

それぞれの方式の特性と比較表は以下のとおりである。

総合評価一般競争入札方式

通常の一般競争入札の「最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする」という規定にかかわらず、予定価格の制限範囲内において、価格だけでなくその他の条件（施設計画、事業収支計画、業務体制、リスク管理方針等）も併せて最も有利な企画をもって入札に参加した者を落札者とする方法。

公募型プロポーザル方式

業務に関する提案を公募し、提出された提案を審査の上、最も業務に適したものを選定して、その者と提案内容に基づく契約を締結する方法。随意契約に位置付けられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当することが前提となる。

★両方式の比較

項目	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
地方自治法上の位置づけ	一般競争入札の一方式	随意契約の一方式
選定基準の傾向	あらかじめ落札者決定基準を定めることが、地方自治法施行令で求められている。 審査基準の作り方によるが、価格による要素が大きい。	審査基準の作り方によるが、価格による要素に拘束されにくく、自由度が高い。
相手方が決定した後の契約交渉	入札方式のため、契約交渉はない。但し、細かい部分の調整に時間を要する場合はある。	2～3ヶ月以上かけて行う例が多く、時間をかけた議論が必要である。交渉が不調に終わる可能性もある。
契約内容の変更	基本的に契約書の内容変更はできず、弾力性はない。従って、募集時に公表する契約書案をかなり綿密にする必要がある。	公募時に示した条件規定書がベースにはなるが、事業者との交渉を経て契約内容を決めることが可能で、弾力性はある。
契約締結に至ら	落札者以外は落選となるため、再度	次順位者と交渉することになるの

なかった場合の 対応	入札を行うのが一般的だが、随意契約できる場合もある。	が一般的である。
適していると思 われる案件	事業者の提案に係る部分が少なく、市側が求める事業内容及びサービス水準について、既に固まっている部分が多い案件に適している。	要求水準書等であらかじめ示す部分が限られており、事業者の提案によって決まってくる余地が大きい案件に適している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入札を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするとき、落札者を決定しようとするときは、あらかじめ学識経験者2名以上の意見を聴かなければならない。 ・明確な二段階審査を行うことが難しいため、全ての応募者にとって、応募に係る負担が大きい。 	二段階審査を行う場合がほとんどであるため、一次で落選した応募者は、応募に係る負担が小さくて済む。

段階的に事業者を絞り込むとともに、交渉・協議により契約内容を詰める手続が明確に行えることなど、PFIの特性を十分に活かして事業を行うには、公募型プロポーザル方式が、適した事業者選定方法であると言われている。

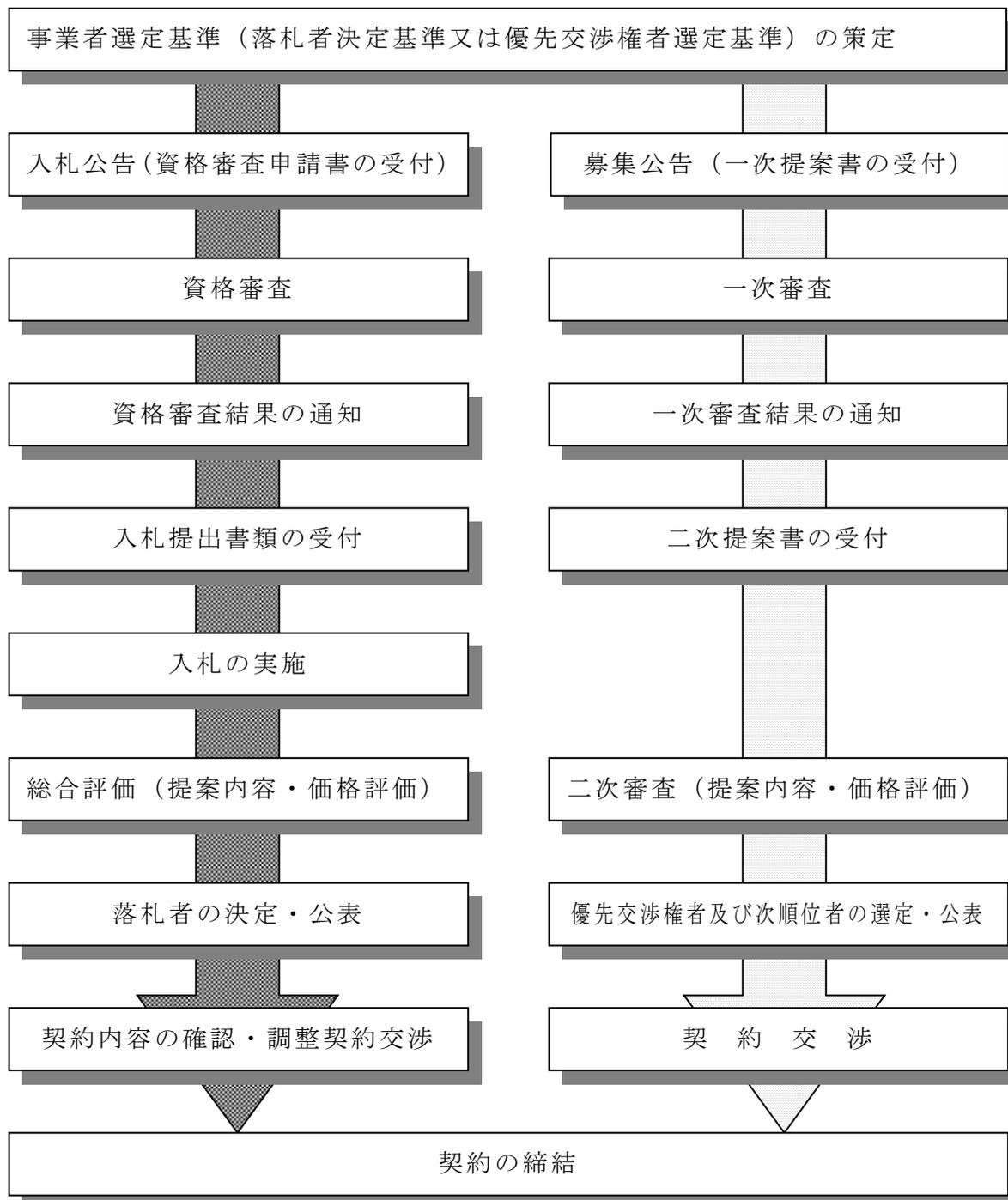
契約方式の選定にあたっては、総合的に見て当該事業により適した方式を選択する。

(3) 事業者選定の流れ

両方式の主な手続の流れを以下に示す。

総合評価一般競争入札方式

公募型プロポーザル方式



ア 総合評価一般競争入札方式の流れ

① 落札者決定基準の策定

総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための落札者決定基準を定め、入札時にこれを公表する（地方自治法施行令第167条の10の2第3項、第5項）。この基準は、サービス水準や価格、計画の実現性等の評価項目及び配点を示し、民間事業者がどこに力点を置くべきかを検討するための材料となる。

なお、審査にあたっては、まず民間事業者が入札説明書等で規定した資格要件を満たしているかを確認する「資格審査」と、具体的な事業内容の提案について審査する「本審査」の二段階方式とする。但し、事前の市場調査の結果などから参加事業者が少ないと予測される場合は、一括して審査を行う。

具体的な評価項目は、以下のようなものが考えられる。

- | |
|--|
| <p>✂ 資格審査項目（例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 入札書類の不備等の有無・ 要求水準書との整合・ 事業遂行能力の有無（資力・信用力等）・ 当該事業の基本的考え方 <p>✂ 本審査項目（例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 入札価格・ 施設設計・維持管理の詳細・ 施設の運営（利便性等）・ 事業の安全性（リスク対応等） |
|--|

② 入札公告

事業担当課は、総合評価一般競争入札を行うにあたり、入札に関する必要な事項について入札公告を行うとともに、記者発表や鈴鹿市ホームページへの掲載も行う。

この際、以下の書類を整え、さらに前述した落札者決定基準についても併せて公告する。なお、要求水準書などについては、より早い時期に案の段階で公表し、民間事業者からの意見を求めることにも努める。

入札説明書

入札に参加しようとする事業者に対し、事業概要等をあらためて示すとともに、入札にあたっての留意点等を示す。

記載項目例

- ・ 事業概要（施設概要・事業範囲等）
- ・ 事業者募集スケジュール
- ・ 入札参加者の参加資格要件
- ・ 入札に関する事項（予定価格を含む。）
- ・ 審査委員会の体制（委員名）及び審査方法
- ・ 提案に関する条件等
- ・ リスク分担方針
- ・ 提出書類及び作成要領

要求水準書

当該事業で整備する施設に関して、市が要求するサービスの水準を示し、入札に参加する事業者の提案に具体的な指針を与える。

記載項目例

- ・ 遵守すべき法令等
- ・ 設計に係る要求水準
（居室等要件、設備要件、備品等）
- ・ 建設工事に係る要求水準
- ・ 維持管理（保守管理、警備等）に関する事項
- ・ 運営に関する事項

契約書（案）

これまでに取り決めた内容を反映させた契約書案を策定する。

様式集

事業者が入札に参加を申し込む際に提出を求める各種資料等の様式をとりまとめる。

事業担当課は、民間事業者に対する入札説明書等の説明会を開催し、また、事業内容に関する疑問点等を解消するため、民間事業者からの意見・質問を受け付け、必要なものについては回答する。意見・質問に対する回答については、公平性を確保するため、鈴鹿市ホームページへの掲載により、原則として全て公表する。

なお、質問・回答を通して、民間事業者側にまた新たな疑問点等が出てくるとも考えられるため、質問・回答は複数回行う。

③ 資格審査～審査結果の通知

事業担当課は、あらかじめ定めた基準に従って資格審査を実施して通過者を選定する。選定後、事業担当課は審査結果を遅滞なく応募者に通知するとともに、結果について鈴鹿市ホームページにより公表する。

なお、失格となった応募者から理由等の照会があった場合は、速やかに回答する。

④ 入札提出書類の受付～入札の実施

事業担当課は、資格審査通過者からの入札提出書類を受け付け、入札公告で示した手順等に従って入札を実施する。この際、予定価格の範囲内の入札価格を示した入札参加者だけが総合評価の審査対象となる。

⑤ 総合評価

事業担当課は、PFI専門委員会を開催し、設計、建設、維持管理、運営、資金調達、リスク分担といった項目について、あらかじめ定めた基準に従った総合評価を諮問する。

なお、総合評価の方法としては、次の2つの方法が考えられる。

除算方式（総合評価点）＝（性能評価点）／（価格）

→ 上記の除算により総合評価点を算出し、最も高い点の応募者を落札者とする。

【特徴】

- ・ 価格あたりの効果に重点を置いた選定ができる。
- ・ 性能が劣っても、圧倒的に低い価格を提示すれば落札でき、価格の影響力が大きい。
- ・ 「高コスト高内容」と「低コスト低内容」との差別評価が困難である。

加算方式（総合評価点）＝（性能評価点）＋（価格評価点）

→ 価格と性能の点数配分を決め、それぞれの点数を加算して総合評価点を算出し、最も高い点の応募者を落札者とする。

【特徴】

- ・ 評価項目の配点にメリハリをつけることで、当該事業の重点目標を明確に

できる。

- ・ 価格面で圧倒しても落札できない可能性があり、事業者を平均的に評価できる。
- ・ 配点の合意形成が困難である。

⑥ 落札者の決定・公表

事業担当課は、P F I 専門委員会の評価の答申に基づき、落札者を決定する。決定後、事業担当課は当落を応募者に通知するとともに、結果を速やかに鈴鹿市ホームページ等により公表する。この際、選考過程の透明性を確保するため、提案審査講評等の必要な資料を併せて公表する。但し、公開することで民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除く。

なお、事業者選定において、応募者がいない、財政負担の軽減が見込める応募内容を示した民間事業者がいない等の理由でP F I 事業として実施することが適当でないと判断した場合は、特定事業の選定を取り消す。この場合も、判断の透明性を確保するために、判断の理由を所要の資料と併せて公表する。

イ 公募型プロポーザル方式の流れ

① 優先交渉権者選定基準の策定

公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うにあたっては、まず優先交渉権者を選定するための基準を策定する。これは、総合評価一般競争入札方式の場合の落札者決定基準と同じ性質のものであり、評価項目も同様のものが考えられる。

審査にあたっては、選定確率を上げることで応募者の競争意欲を高めるため、また、応募者の応募に係る負担を軽減するために、原則として、二段階審査を採用する。

※それぞれの審査内容（例）

一次審査～応募者が事業遂行に必要な経営資源、能力、ノウハウ等を持っているか、また、応募方針等が市の意図するところと概ね一致しているか等の確認を行い、基本的事項の理解度をチェックする。応募者数が7～10者程度の場合、応募者を4～5者程度に絞る。

二次審査～P F I 手法による場合の行政コスト、技術的要件の適合性、要求水準の確認、事業に係る提案内容等を総合的に評価し、優先交渉権者及び次順位者を選定する。

② 事業者の公募

事業担当課は、募集要項を策定の上、これを公表し、事業者を公募する。公募に際しては、記者発表や鈴鹿市ホームページへの掲載も併せて行う。

この際、総合評価一般競争入札方式と同様、優先交渉権者選定基準、要求水準書、条件規定書などの公表や、説明会の開催、複数回の質問の受付・回答を行う。

③ 一次審査～ 審査結果の公表

事業担当課は、P F I 専門委員会への諮問を経て、あらかじめ定めた基準に従った一次審査を実施し、通過者を選定する。選定後、事業担当課は審査結果を遅滞なく応募者に通知し、結果について鈴鹿市ホームページにより公表する。

なお、失格となった応募者から理由等の照会があった場合は、速やかに回答する。

④ 二次募集要項の策定・公表～二次提案書の受付

事業担当課は二次募集要項を策定の上、一次審査通過者に対して配布するとともに、これを公表する。

⑤ 二次審査

事業担当課は、P F I 専門委員会を開催し、民間事業者からの提案について、あらかじめ定めた基準に従った二次審査を諮問する。

⑥ 優先交渉権者及び次順位者の選定・公表

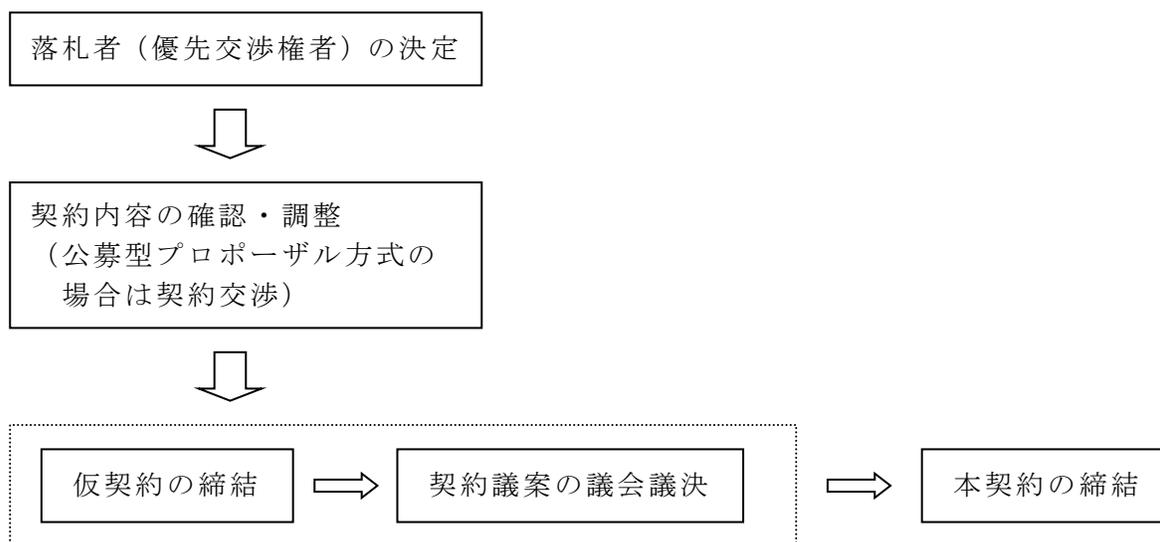
事業担当課は、P F I 専門委員会の評価の答申に基づき、優先交渉権者及び次順位者を選定する。選定後、事業担当課は当落を応募者に通知するとともに、結果を速やかに鈴鹿市ホームページ等により公表する。この際、選考過程の透明性を確保するため、提案審査講評等の必要な資料を併せて公表する。但し、公開することで民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除く。

なお、総合評価一般競争入札方式と同様、応募者がいない、財政負担の軽減が見込める応募内容を示した民間事業者がいない等の理由でP F I 事業として実施することが適当でないと判断した場合は、特定事業の選定を取り消し、それについても判断資料とともに、公表する。

6 契約の締結

手順 6	
契約の締結	(1) 契約内容の確認・調整／契約交渉 (2) 仮契約の締結 (3) 契約議案の議決 (4) 契約の締結

本契約に至るまでの流れを、以下に示す。



(1) 契約内容の確認・調整／契約交渉

事業担当課は、落札者（優先交渉権者）の提案内容を踏まえ、具体的な契約内容に関する確認・調整又は交渉を行う。

プロセスガイドラインは、「協定等の取決めにあたっての留意事項」として、以下の項目を示している。

- ・具体的かつ明確な取決め
- ・協定等の当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等

（選定事業者が提供するサービスの内容と質、料金及び算定方法等を定める。加えて、当事者が協定等の規定に違反した場合における措置について、修復に必要な措置等を定める。）

- ・公共施設等の管理者等の民間事業者への関与

（事業者に対する市側の関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、監視水準等に関し合意しておく。）

- ・リスク分担等
- ・選定事業の終了時の取扱い等

(事業の終了時期及び終了時の資産の取扱い)

- ・事業継続困難時の措置等
- ・協定等の解除条件等
- ・資金調達への影響への留意
- ・融資金融機関等との間の直接交渉についての取決め

(事業が破綻した場合など、市と金融機関との間で事業及び資産の処理に関し、直接交渉することが適切だと判断される場合に応じた取決め)

- ・第三者による選定事業の継承の要求についての取決め
- ・協定等の疑義等の解消手続等

以下に選定方式ごとの留意点を示す。

総合評価一般競争入札方式の場合

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定した場合は、民間事業者が提案できるものとしてあらかじめ明示された事項や軽微な事項を除き、入札価格や契約内容については変更できない。従って、契約書(案)をもとに契約内容を確認し、不一致点等を整理するなどの調整を行う。

公募型プロポーザル方式の場合

優先交渉権者の提案内容と、要求水準書に規定する内容との整合性の確認をはじめ、契約内容の具体的な交渉を行う。この交渉により条件等の変更を行うことは可能であるが、選定されなかった他の事業者との関係上、不公平な取扱いが生じることがあってはならない。そのため、要求水準書等で定めた基本的事項については変更できない。

なお、優先交渉権者との契約が不調になったときには、次順位者との交渉を行う。

(2) 仮契約の締結

契約締結に先立って議会の議決を要する案件については、まず仮契約を締結し、契約議案の議会議決を経て本契約を締結するという手続を踏む。

この「仮契約」については、一般に「議会の同意を得たときに本契約として認められるものである」という合意を含む契約の意である(昭27.6.9行政実例)。つまり、将来新たな本契約を結ぶことなく、議会の同意があればそのまま本契約となる合意を内容とするもので、予約の性質を持つ。

(3) 契約議案の議決

本市の場合、PFI契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する額を除いた金額が1.5億円以上の案件については、本契約の締結前に議会の議決を経なけ

ればならない（P F I 法第 9 条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号））。

従って、この基準に該当する場合、事業担当課は技術監理契約課と協議・調整し、仮契約の締結後、契約締結に関する議案を市議会に提案して議決を求める。

(4) 契約の締結

市議会の議決を経て、選定事業者と選定事業に係る契約を締結する。

7 事業の実施と監視

手順 7	
事業の実施と監視	

市は、契約内容に基づき、P F I 事業（施設等の設計・建設・維持管理・運営）の監視を行う。

事業の監視は、協定等に定める範囲内で行う。監視の内容として、モニタリングガイドラインには以下のように示されている。

- ① 管理者等が選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること
- ② 管理者等が、選定事業者から、定期的に
 - i) 事業の実施状況報告、
 - ii) 公認会計士等による監視を経た財務の状況についての報告を求めることができることや、
 - iii) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること。
- ③ サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、管理者等の救済のための手段を規定すること
- ④ P F I 事業契約等の規定の範囲を超えた管理者等の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査等合理的な範囲に限定すること

なお、モニタリングガイドラインでは、事業の実施に係る透明性を確保するため、P F I 事業契約等に定めるモニタリング等の結果については、住民等に対し公表することが必要であると示している。

また、事業期間中に何らかの事由によって事業の継続が困難となった場合、市側が想定外の財政支出を伴う可能性もある。民間事業者が倒産した場合に損害賠償額を回収できるか、その後の公共サービス提供の確保についてどのように対応すべきか等、検討すべき点も多く、契約の時点で当事者のとるべき措置を具体的かつ明確に規定しておく。

8 事業の終了

手順 8		
事業の終了	(1) 事業の終了手続 (2) 事業継続の検討	

(1) 事業の終了手続

契約書等で定められた事業期間が満了した時点で、事業は終了となる。この際、事業担当課と P F I 事業者は契約内容に従い、概ね以下の処理を行う。

- ・ 事業完了時の各種検査
- ・ 事業移管の手続
- ・ 施設の譲渡（撤去）手続
- ・ 事後評価報告書の作成

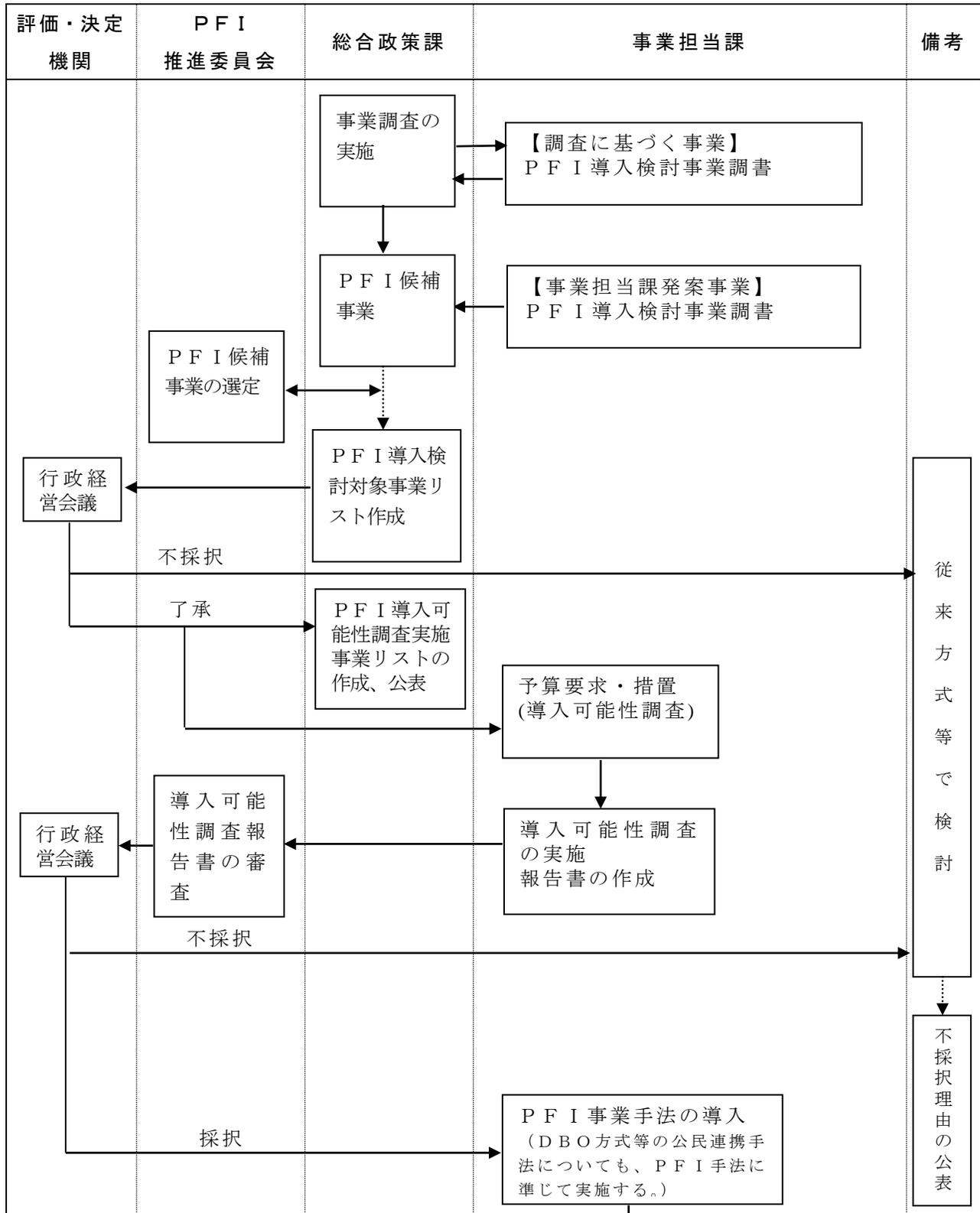
(2) 事業継続の検討

契約において、事業期間終了後の事業の継続も可能としている場合、引き続き同じ形態で業務委託を延長することもある。この場合、再契約の締結等について個別の交渉が必要となり、交渉時間を確保する必要がある。

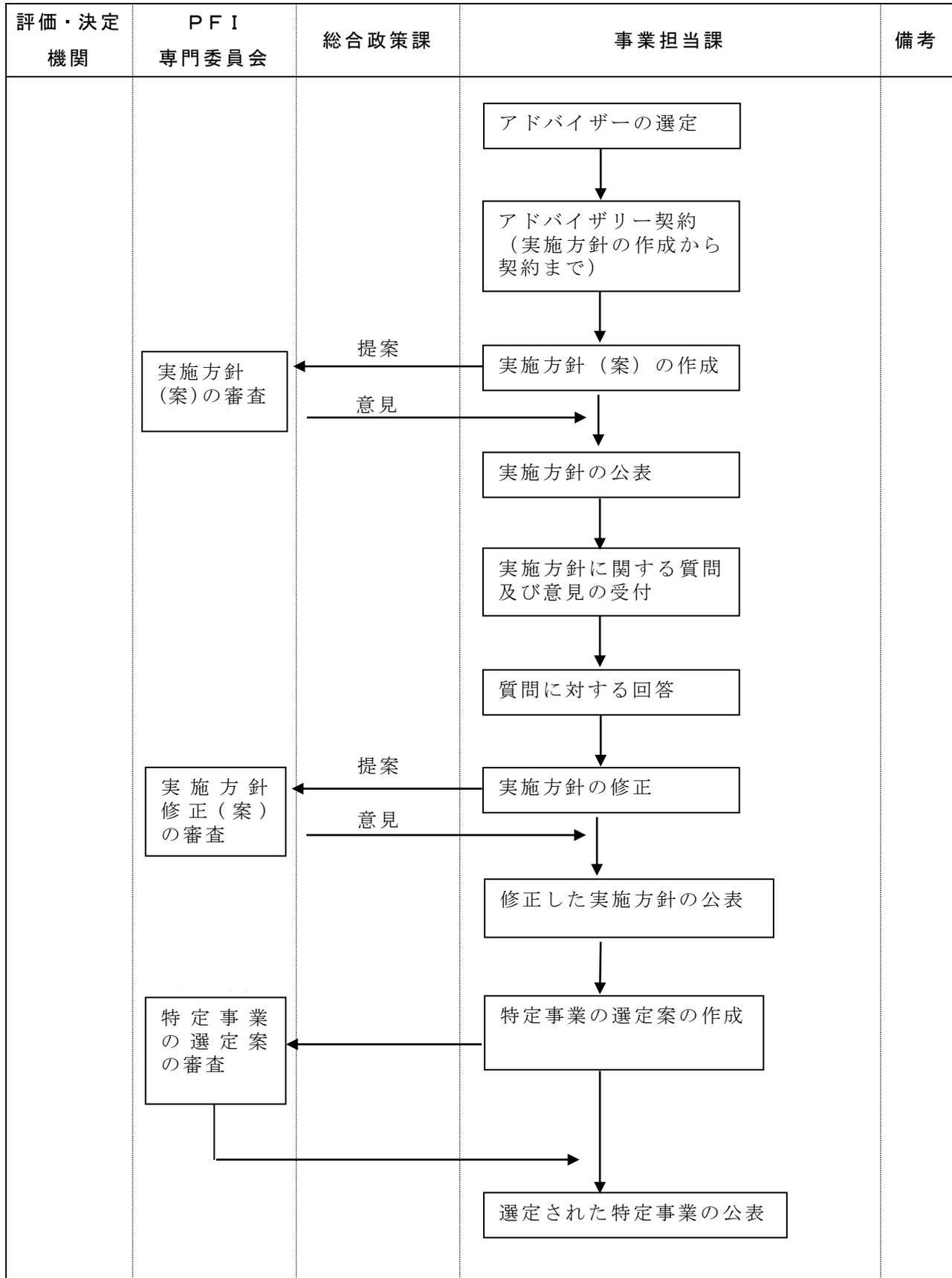
以上、本市における P F I 手法の具体的な導入手順とする。最後に、次ページ以降に、実際に事業を行う場合の事業の流れを示す。

◆ 事業実施の流れ

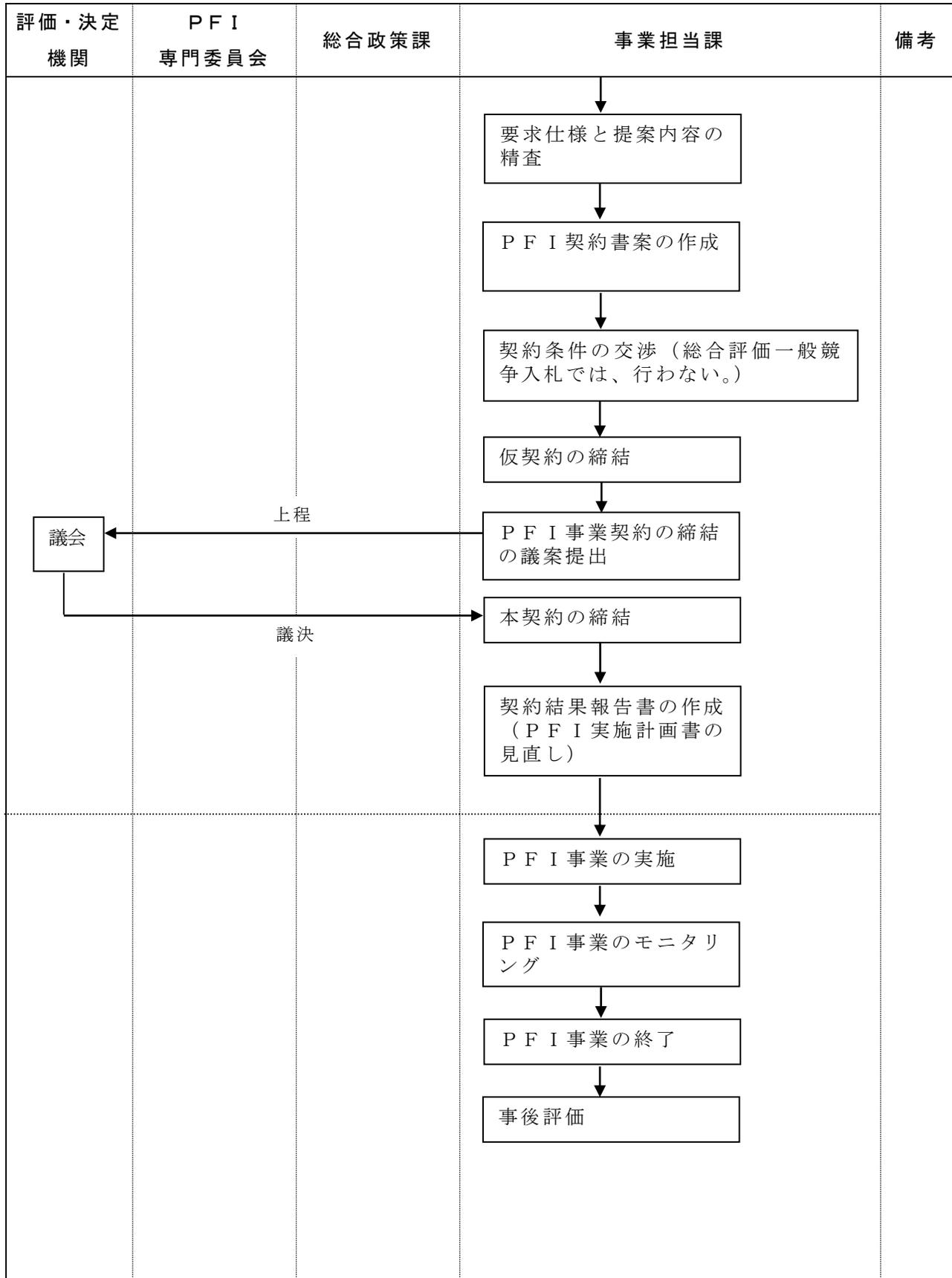
1 導入候補事業の抽出 ～ 2 導入可能性調査



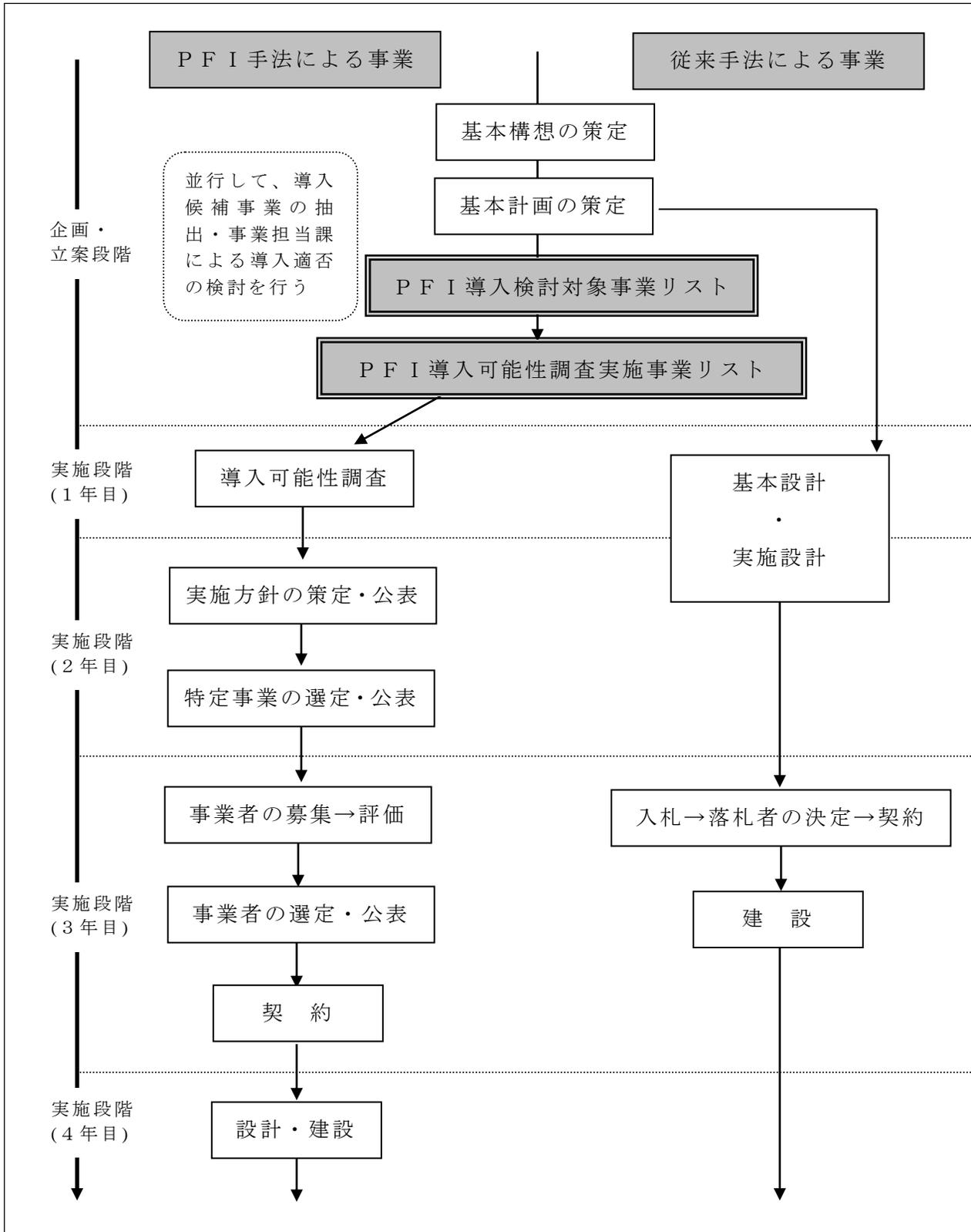
3 実施方針の策定と公表 ～ 4 特定事業の評価・選定、公表



6 契約の締結 ～ 8 事業の終了



ここで、従来手法による場合とPFI手法による場合との事業の流れの比較表を以下に示す。PFI手法による場合、従来手法による場合よりも建設に至るまでの過程に要する期間が長くなるのが一般的である。



参考資料

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）

（平成11年7月30日法律第117号）

（最終改正：令和4年12月16日法律第100号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設

二 庁舎、宿舍その他の公用施設

三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣

二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

4 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（基本理念）

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

第二章 基本方針等

第四条 政府は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

五 公共施設等運営権に関する基本的な事項

六 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的な使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。

二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 特定事業の実施等

（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、実施方針の変更（第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更を除く。）について準用する。

（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（特定事業の選定）

第七条 公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第八条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

（欠格事由）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

一 法人でない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取
り扱われている法人

三 第二十九条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の
規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過し
ない法人

四 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第二十九
条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原
因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経
営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。
第七号において同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている
者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱
われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二
条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団
員でなくなった日から五年を経過しない者

ホ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消さ
れた場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であ
った者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイから
ホまでのいずれかに該当するもの

六 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を
支配する法人

七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人
（技術提案）

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立
って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての
提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び
評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第
十八号）第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第

二項並びに第十九条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（客観的な評価）

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

（地方公共団体の議会の議決）

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（指定管理者の指定に当たっての配慮等）

第十三条 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定を適用する場合においては、同条第四項から第六項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第十一項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

（選定事業の実施）

第十四条 選定事業（公共施設等運営事業を除く。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、事業契約に従って実施されるものとする。

2 選定事業（公共施設等運営事業に限る。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

3 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約又は公共施設等運営権実施契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

（実施方針の策定の見通し等の公表）

第十五条 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見通しが無い場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（解釈及び適用の確認等）

第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

（報告の徴収等）

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

第四章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額)
- 五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

(実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

- 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
 - 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案に基づく変更）

第十九条の二 公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は次項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の同条第二項第四号に掲げる公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る実施方針の変更の案、当該工事による公共施設等運営事業についての効果の増進及び効率性の向上に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができる。

3 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、前項の規定による実施方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした公共施設等運営権者に通知しなければならない。

4 公共施設等の管理者等は、第二項の規定による実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、当該変更後の実施方針を公表しなければならない。

（費用の徴収）

第二十条 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者（公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（公共施設等運営事業の開始の義務）

第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

(公共施設等運営権実施契約)

第二十二條 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員(第七十八條第一項に規定する国派遣職員及び第七十九條第一項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。)をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項

五 その他内閣府令で定める事項

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(公共施設等の利用料金)

第二十三條 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四條第一項に規定する公の施設（以下この項及び第二十六條第五項において単に「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者（第二十六條第五項において単に「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合（同法第二百四十四條の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八條第一項の条例（利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。）において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四條の二第八項の場合における利用料金として定めることが同條第九項の条例の定めるところに適合するときは、当該公

共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しない。

(性質)

第二十四条 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)

第二十五条 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限等)

第二十六条 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。

2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。

二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき（前項ただし書の特別の定めがある場合であって、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならない」とする。

6 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(登録)

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（指示等）

第二十八条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（公共施設等運営権の取消し等）

第二十九条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。
 - ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。
 - ニ 公共施設等運営事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
 - ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。
 - へ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。
 - ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。

二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

(公共施設等運営権者に対する補償)

第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設等運営権(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

第五章 株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第三十一条 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業(選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。)又は特定選定事業を支援する事業(以下「特定選定事業等」と総称する。)を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定

事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第三十二条 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十三条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第九十三条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第三十七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第七十条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第三十八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第四十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読替え)

第四十一条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法

第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第四十二条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

第一款 取締役等

（取締役及び監査役の選任等の認可）

第四十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第四十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款 民間資金等活用事業支援委員会

（設置）

第四十五条 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

（権限）

第四十六条 支援委員会は、次に掲げる決定を行う。

- 一 第五十四条第一項の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定
 - 二 第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
 - 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
- 2 支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（組織）

第四十七条 支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
- 6 支援委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 委員長は、支援委員会の会務を総理する。
- 8 支援委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第四十八条 支援委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

2 支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、支援委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 支援委員会の委員であって支援委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 支援委員会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項は、支援委員会が定める。

(議事録)

第四十九条 機構は、支援委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。
（登記）

第五十条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更

第五十一条 機構の定款の変更の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者（第五十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国

の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。)の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣

七 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言

八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第五十六条において「株式等」という。)の譲渡その他の処分

九 債権の管理及び譲渡その他の処分

十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十一 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十三 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十三号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二款 支援基準

第五十三条 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援(前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。)の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三款 業務の実施

(支援決定)

第五十四条 機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第五十五条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

一 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、令和十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

第五節 情報の提供等

第五十七条 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

2 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節 財務及び会計

(予算の認可)

第五十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第五十九条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第六十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節 監督

(監督)

第六十二条 機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三

十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第六十五条 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節 解散等

(解散)

第六十六条 機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第六十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六章 選定事業に対する特別の措置

(国の債務負担)

第六十八条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

(行政財産の貸付け)

第六十九条 国は、必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項から第五項まで及び次条第一項から第四項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物（以下この条において「特定建物」という。）の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、

その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。

4 前三項に定めるもののほか、国は、第二項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

5 前項の規定は、第三項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

6 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項から第十項まで及び次条第五項から第八項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

7 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

8 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

9 前三項に定めるもののほか、地方公共団体は、第七項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

10 前項の規定は、第八項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

11 前各項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

12 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第五項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第六項から第十項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第七十条 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち同項第三号から第五号までに掲げる施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置の事業であって、選定事業の実施に資すると認められるもの（以下この条において「特定民間事業」という。）の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、第一項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

4 前項の規定は、第二項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

5 前条第六項から第十項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

7 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、第五項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

8 前項の規定は、第六項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、「第六項から第十項まで」とあるのは「第七十条第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（国有財産の無償使用等）

第七十一条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者の使用させることができる。

（無利子貸付け）

第七十二条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、株式会社日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

（資金の確保等及び地方債についての配慮）

第七十三条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあっせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

（土地の取得等についての配慮）

第七十四条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

（支援等）

第七十五条 第六十九条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体及び公共法人の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

（規制緩和）

第七十六条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

（協力）

第七十七条 国及び地方公共団体並びに民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

（国派遣職員に係る特例）

第七十八条 国派遣職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次

条第一項において同じ。)となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。)は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 国家公務員法第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十四条の二（第四項を除く。）の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。

7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第四条（第五号に係る部分に限る。）及び第五条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

（地方派遣職員に係る特例）

第七十九条 地方派遣職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。第三項において同じ。）は、同法第二十九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

2 地方公務員法第三十八条の二第二項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 公共施設等運営権者又は国派遣職員（前条第一項の退職前に地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百二十二条第一項に規定する国の職員であった者に限る。）若しくは地方派遣職員は、同法第四百十条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

（職員の派遣等についての配慮）

第八十条 前二条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第八十一条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第八十二条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であって当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八十二条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

第七章 民間資金等活用事業推進会議等

(民間資金等活用事業推進会議)

第八十三条 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かななければならない。

第八十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第八十五条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

第八十六条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(政令への委任)

第八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第八十八条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第九十条 第八十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第九十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第三十四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第五十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第五十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第五十四条第二項又は第五十六条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかったとき。

六 第五十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第六十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第六十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十四条 第三十六条第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定（特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。）における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十九年度から令和五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）であって、年利三パーセント以上のもののうち、水道事業等（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。）に係る公共施設等（次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。）の建設、改修、維持管理又は運営（以下この項において「建設等」という。）に充てられた金額（当該金額が明らかでないときは、当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額）に相当するもの（以下この条において「対象貸付金」という。）について繰上償還を行おうとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定

める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に応ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例（次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。）を定めており、これに基づいて平成三十三年度から令和二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十三年度から令和四年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

２ 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体（平成三十三年度又は令和元年度に水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。） 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭（第二十条の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。）の額のいずれか少ない額

二 前項第二号に掲げる地方公共団体（前号に掲げるものを除く。） 前号に定める額の二分の一に相当する額

３ 第一項の場合において、政府は、繰上償還に応ずるために必要な金銭として対象貸付金の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

４ 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に応ずる場合について準用する。

附 則 （平成一一年六月一一日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第

千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月三〇日法律第一三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一五日法律第九五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第百九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三條、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第

二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成一九年六月一三日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

（検討）

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融资機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

（会社の長期の事業資金に係る投融资機能の活用）

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融资機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融资機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年三月三十一日法律第一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第三条の規定 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の公布の日

附 則 （平成二三年六月一日法律第五七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第六項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）の下に「並びに附則第三条の二の規定」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。） 公布の日

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定（二条を加える部分に限る。）並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律の規定による改正前の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五条第三項の規定により公表された実施方針に係る特定事業については、この法律の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第六条、第七条第二項、第九条、第十条、第十一条の二第三項及び第八項並びに第十一条の三第二項、第四項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金等活用事業推進機構の予算については、新法第五十八条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条 政府は、新法第五章の規定による株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて新法第二条第二項に規定する特定事業を推進するに当たっては、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等（同項に規定する公共施設等の整備等をいう。）の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要があることから、速やかに、道路その他の公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。）について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

附 則 （平成二六年五月一四日法律第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九一号） 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一八日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十六条第六項の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第六〇号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和元年六月一四日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第百二条、第百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉

法第三十四条の二十の改正規定を除く。) 、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。) 、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。) 並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。) 、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事

業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年一二月一六日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項の改正規定及び第五十六条第二項の改正規定 公布の日

二 第五十二条の改正規定及び次項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に
関する事業の実施に関する基本方針

平成30年10月23日
閣 議 決 定

本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体並びに独立行政法人及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者に委ねることが求められている。

また、国及び地方の財政は、長期債務残高の合計がGDPの2倍を超えて推移しているなど非常に厳しい状況にあり、財政の効率性を高めていくために、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直しが求められている。公共施設等の整備等についても、経済成長に結びつく投資効果の高い公共施設等や、人口減少が見込まれる中で国民の生活や都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応した公共施設等など、その必要性を厳しく精査した上で進める必要がある。人口減少・高齢化の進展に伴い、コンパクトシティの推進等を図り、公共施設等の新規投資や更新に当たっては、既存の計画の見直しや施設の廃止も含め、選択と集中を強力に推進し、経済社会と人口構造の実情に即した再編を進めることが求められる。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）は、こうした真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、重要な役割を果たすものである。PFI事業の活用が推進されることにより、公共施設等の整備等に民間の資金やノウハウ等が最大限活用される中で、民間資金の出し手や民間事業者の視点による評価を経ることとなり、真に必要な公共施設等の整備等が効率的に進められることが期待される。

このためには、施設整備費と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から支払う方式のPFI事業については、例えば維持管理等において業績と連動した契約とすることや複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とすることなど包括的な契約とすること等により、民間の創意工夫によるコスト縮減を積極的に喚起し、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが重要である。

また、利用料金等の税財源以外の収入により費用の全部又は一部を回収するPFI事業については、官民が適切に連携しつつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することが重要である。

以上を通じて、民間投資を喚起し、真に必要な公共施設等の整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

PFI事業は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的

能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さらに、P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をP F I 事業として民間事業者に委ねることが望まれる。

このP F I 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題である。しかし、財政状況が厳しさを増す中、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化を両立させる必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、P F I 事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること、公共施設等運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が生かされること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。このP F I 事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I 事業は、民間事業者に委ねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者に委ねて実施するものである。このことを通じ、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されるとともに、財政資金の効率的利用や真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立が図られ、行財政改革の推進に寄与することが期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。P F I 事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることに加え、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給等を行うことにより、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進につながる事が予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重したP F I 事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてP F I 事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第2条第3項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うP F I 事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、P F I 事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

一 公共施設等の整備等に関する事業における法第3条第1項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

1 公共施設等の整備等に関する事業に係る一般的事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 PFI事業の導入に向けた検討に関する事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業のうち、1の規定に鑑みその実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、PFI事業の導入を検討するものとし、具体の案件形成につながるよう努めるものとする。

二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 実施方針の策定及び公表

- (1) 国等は、PFI事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等に鑑み、PFI事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、法第5条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、法第6条に基づく民間事業者からの実施方針の策定の提案（以下「民間提案」という。）があった事業については、下記3に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うよう努めることとする。
- (3) 国等は、実施方針において、法第5条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。
- (4) 国等は、実施方針において、法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨記載するものとする。

2 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第7条に基づく特定事業として選定することとする。法第7条に基づく特定事業の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよ

う努めていく必要がある。

- (1) 特定事業の選定に当たっては、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。
- (2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。
- (3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。
- (4) 上記(1)の特定事業の選定は、国、地方を通じて厳しさを増す財政状況の中で、当該公共施設等の整備等が真に必要なものであることが前提であること。
- (5) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。
- (6) 上記(5)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

3 民間提案に対する措置

国等は、P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。また、国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努めるものとする。
- (2) 国等は、民間提案を受けたときは、当該民間提案の趣旨を踏まえ、当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びP F I 事業を活用することの妥、

当性、財政に及ぼす影響、他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性等につき検討すること。なお、当該検討は、業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに行うこと。

- (3) 国等は、民間提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該民間提案を取り扱うこと。
- (4) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認めるときは、その旨を、当該民間提案を行った民間事業者に通知した後、速やかに、実施方針の策定を行うこと。また、民間提案を受けて実施方針を策定する際には、知的財産として保護に値する提案内容の取扱いについて配慮すること。
- (5) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該民間提案を行った民間事業者に通知すること。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、公表するものとする。
- (6) 国等は、民間提案の検討に相当の期間を要する場合は、当該民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知すること。

三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

- (1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
- (2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。
- (3) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
- (4) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても、競争性を担保すること。また、

この場合又は随意契約による場合においても、上記(3)の趣旨にのっとった客観的な評価を行うことを条件とすること。

- (5) 法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨入札条件に明記すること。また、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者が法第9条に規定する欠格事由に該当しないことを確認するため、関係機関が協力し、必要な体制を整備すること。
- (6) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
- (7) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。特に、発注者のみでは十分な要求水準書等を作成することが困難な場合や応募者からの提案内容等の予測が困難な場合等には、応募者との意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を最大限活用すること。
- (8) 民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。
- (9) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表すること。
- (10) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記二2(5)及び(6)に準じ、公表すること。

2 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。）は、民間事業者の選定等について、上記1(1)から(10)までの規定に準じて、公正かつ適正に実施するものとする。

3 国は、上記1(3)及び(4)に記載された客観的な評価基準、定性的な客観性の確保等に関しては、PFI事業に係る評価手法と評価手続の特性を考慮して、漸次、その手法及び手続と規範の在り方を実務的に定め、透明性の向上を図るよう努めなければならない。

四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

- 1 法第10条に基づく技術提案制度は、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように、入札段階において、民間事業者による技術や工夫についての提案を求める制度であることを踏まえ、国等は次の点に留意すること。
 - (1) 特定事業の特質を踏まえた適切な評価項目を設定し、定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うこと。
 - (2) 技術提案を積極的に活用するため、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えるよう努めること。
 - (3) 特定事業に応募しようとする民間事業者から積極的な技術提案を引き出すため、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を定めるよう努めること。
- 2 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。
- 3 民間事業者がPFI事業も含めた公共工事等の発注の見通し全体を容易に把握できるよう、国等は、実施方針の策定の見通しの公表を、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第4条第1項に規定する公共工事の発注の見通しの公表と併せて行うことや、同じ時期に行うこと等の工夫に努めること。
- 4 事業契約において、以下の諸点に留意して規定すること。
 - (1) 事業契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
 - (2) 公共施設等の管理者等は、事業契約において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等事業契約の当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が事業契約の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。

- (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。
- (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
- (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
- (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。
- (ニ) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
- (ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
- (ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。
- (4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- (5) 選定事業の終了時期を明確にするとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- (6) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における事業契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。

- (7) 事業契約の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置について、上記(5)及び(6)に留意の上、具体的かつ明確に規定すること。
- (8) 上記(4)から(7)までに規定する事業契約の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
- (9) 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、事業契約において適切な取決めを行うこと。
- (10) 事業契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は事業契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
- (11) 国等は、法第 15 条第 3 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約の内容を公表すること。
- 5 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすること。
- 6 選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、事業契約に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずること。また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合に、選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当なときは、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこと。

五 公共施設等運営権に関する基本的な事項

公共施設等運営権（以下「運営権」という。）は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされること及び運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。このような趣旨を踏まえ、次の点に留意して必要な措置を講じるものとする。

1 運営権に関する実施方針の策定等及び運営権の設定に関すること

(1) 国等は、運営権に関する実施方針について、以下の点に留意して策定すること

(イ) 実施方針において、法第17条に掲げる事項を定めるものとする。また、実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって公共施設等運営事業への参入のための検討が容易になるよう、当該公共施設等運営事業の事業内容、民間事業者の選定方法、退職派遣制度（法第22条第1項第4号に規定する派遣職員を公共施設等運営権者の業務に従事させる制度をいう。以下同じ。）の利用の可否等についてなるべく具体的に記載すること。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該公共施設等運営事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えないこと。

(ロ) 国等は、法第20条に規定する費用以外の金銭の負担を、公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に基づき公共施設等運営権者に対して求める場合には、その旨（予め負担額を定める場合にあっては、負担を求める旨及びその金額）を実施方針に定めること。

(ハ) 法第17条第6号の規定により、実施方針に運営権に関する公共施設等の利用料金に関する事項を定める場合には、以下の点に留意して、適切な利用料金の上限、幅などについて規定すること。

ア 公共施設等運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要であること。

イ 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。

ウ 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないこと。

(2) 国等は、法第19条第1項の規定により運営権を設定するときは、選定事業者に対し、設定書を交付すること。

(3) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定については、別表のとおりであること。

また、個別法において管理者等が設定されていない公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定は可能であること。

2 実施契約に関すること

実施契約において、以下の諸点に留意して規定すること。

- (1) 実施契約は、公共施設等運営事業に係る責任とリスクの分担その他実施契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、また、リスク分担の内容が運営権に係る契約当事者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるものであるため、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
- (2) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、実施契約でこれらについて合意しておくこと。
 - (イ) 公共施設等運営事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は公共施設等運営権者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
 - (ロ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
- (3) 公共施設等運営事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、実施契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定した上で、自らのリスク分担に必要な措置を講ずること。

なお、法第30条第1項の規定は、同項に規定する場合の補償につき規定するものであり、実施契約の解除等運営権の消滅以外の事由に起因するリスク分担について実施契約において定めることについて、制約するものではないこと。

- (4) 公共施設等運営事業の事業期間終了時の公共施設等運営事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- (5) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における実施契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(4)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ず

ることを規定すること。

- (6) 退職派遣制度に基づき派遣職員を公共施設等運営権者の業務に従事させる期間は、当該公共施設等運営権者の要請、個別の公共施設等運営事業の事情等を踏まえつつ、当該公共施設等運営事業の初期段階に限ること。
- (7) 上記(3)から(6)までに規定する実施契約の当事者の対応が、公共施設等運営事業における資金調達の種類、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該公共施設等運営事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該公共施設等運営事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
- (8) 実施契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は実施契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該公共施設等運営事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
- (9) 国等は、法第22条第2項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き実施契約の内容を公表すること。
- (10) 国等は、法第30条第1項の規定による通常生ずべき損失の補償方法について、あらかじめ実施契約において規定することができること。

3 運営権の移転に関すること

運営権制度は、公共施設等に係る公共サービスの安定的継続的な提供を確保しつつ、運営権そのものについて譲渡等の目的となりうることとすることにより、資金調達を含め公共施設等運営事業を円滑に実施する環境を整備することを目的とするものであることに鑑み、法第26条の移転の許可等の運用については、施設の利用者、事業者、債権者等の関係者の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に移転が行われるよう配慮すること。

4 運営権の取消し等に関すること

- (1) 国等は、運営権の取消しについては、公共サービスを継続的に提供することの重要性、契約違反等の重大性、運営権を目的とする抵当権者等の利益、運営権を取り消すことによって保護される利益等を勘案し、公共施設等運営権者に運営権の取消しとなる原因の除去を求めるなど運営権の取消し以外に取り得る手段の有無を検討した上で慎重に行うこと。
- (2) 国等は、法第29条第1項第2号に規定する公益上の必要による運営権の取消しを行

おうとする際は、運営権により実施される公共サービスの公益性と、新たに生じた公益上の必要性とを客観的に評価・比較した上で、取消し等に係る判断を慎重に行うこと。

(3) 国等は、運営権を取り消す際は、当該公共施設等で提供される公共サービスの重要性を踏まえ、当該公共サービスの継続等に必要な体制を整備しておくこと。

六 職員の派遣等の人的援助に関する基本的な事項

退職派遣制度のほか、職員の派遣等については、選定事業者からの要請など民間事業者が質の高い公共サービスを提供するために必要なときに、民間事業者に対し、既存の職員派遣等に係る制度の範囲内で、一定期間の派遣等の後に官署に復帰することを前提として職員の派遣、職員の出張、講習会の開催等の人的援助を行うこと。

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、PFI事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。

(1) 法第 15 条の 2 の規定に基づき、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者から、特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規則を定めた規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について所定の様式にて確認を求められた際には、内閣総理大臣は、必要に応じ他の関係行政機関の長に確認を行い、遅滞なく、書面にて回答すること。また、同条の規定に基づき、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者から所定の様式にて助言を求められた際には、必要な助言をすること。

(2) 法第 15 条の 3 の規定に基づき、内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から必要と認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について報告を求めること。また、特定事業が法の規定を遵守しない形で実施されているなど、事業の適正化が必要と判断される場合、必要に応じ助言又は勧告を行うこと。

(3) 財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。

(4) 税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、PFI事業の推進のために必要な措置を検討すること。また、運営権の存続期間中の更新投資

などの会計処理につき、必要な基準が明確となるよう必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置について周知を図ること。

- (5) 政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。
- (6) 法第 76 条の規定の趣旨に十分配慮して、業法及び公物管理法等について、P F I 事業推進のために必要な規制の撤廃又は緩和を速やかに推進すること。なお、選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないように、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。また、民間事業者の選定に関する手続については、法附則第 3 条の規定を踏まえ、整備を図ること。
- (7) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第 71 条第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。
- (8) 直接金融、間接金融を問わず、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが、P F I 事業の円滑な実施に資することに鑑み、選定事業に係る事業契約又は実施契約の締結に当たり、選定事業者による多様な手段を通じた民間資金の円滑な調達が可能となるように配慮し、このために必要な環境の整備を図ること。
- (9) 選定事業における金融の仕組みがプロジェクト・ファイナンスである等、当該選定事業より生ずる収入と、当該選定事業に係る有形資産又は無形資産の担保化に専ら依拠する場合において、事業契約又は実施契約の当事者がかかる手法の態様を考慮し合理的かつ適切な事業契約又は実施契約を取り決めることができるように、担保に関する制度等に関し、必要な環境の整備を図ること。
- (10) P F I 事業のために取得される不動産に担保が設定されている場合、法第 82 条第 1 項に基づき、当該不動産の担保権者、担保提供者又は所有権者に生ずる損失は、繰延資産として整理した上で、10 年以内の償却が認められることに留意し、担保不動産の活用について周知を図ること

2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等
- (3) 適用可能な税制上の優遇措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることに関する事項

八 株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項

1 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給により、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進等を行うことを目的として設立されるものであり、当該目的の達成に向け、関係法令を遵守しつつ、その能力を最大限発揮するよう努めるとともに、政府との緊密な連携を図ることが必要である。

2 政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営の確保を図るものとする。また、政府は、特定選定事業の普及に資するため、機構と連携しつつ、案件形成や事業化の促進を図るとともに、地方公共団体に対する情報提供や案件形成支援を行うものとする。

九 民間資金等活用事業推進会議に関する基本的な事項

1 推進会議は、政府一体となって P F I 事業をより強力に推進するための推進機関の役割を担う。

2 行政の簡素化の観点から、推進会議と民間資金等活用事業推進委員会との役割の違いに留意し、政府一体となって P F I 事業を推進するため、相互に補完しつつ、それぞれの役割を果たすよう留意すること。

十 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

民間資金等活用事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、法第 15 条の 2 及び法第 85 条の規定に基づき、政府と協力して、P F I 事業の実施を促進するために、以下の役割等を担う。

1 民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等（以下九において「国の公共施設等の整備等」という。）については、推進委員会がその実施状況や民間事業者等からの意見について所要の調査審議を行い、P F I 事業の実施の促進のために必要であると認める場合、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べ、国の公共施設等の

整備等の促進及び総合調整を図る。

- 2 推進委員会は、政府とともに、内外の P F I に関する情報、選定事業の実施状況、P F I 事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民の P F I 事業に対する理解や P F I 事業に関わる関係者の便宜のためにこれらの情報を広く一般に供する。
- 3 推進委員会は、上記 1 のとおり内閣総理大臣等に対し意見を述べるほか、国が P F I 事業を実施するに当たり、その円滑な推進のために要請したときには、国の公共施設等の整備等の総合調整を図る観点から当該機関に対し適切な助言を行う。
- 4 国の公共施設等の整備等に関する民間事業者等からの意見、提言又は苦情については、推進委員会が受け付け、P F I 事業の実施の促進のために必要があると認める場合、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。
- 5 推進委員会は、推進委員会の活動について国民の理解を深めるよう広報に努めるとともに、広く国民の P F I 事業についての理解を深め、P F I 事業の円滑な実施を図るため、政府の行う広報に協力する。
- 6 推進委員会は、上記各項目に係る調査審議に資するため、収集された P F I 事業に関する情報について分析し、P F I 事業の実施促進に必要な調査を行うことその他以上の活動に伴い必要な P F I 事業の実施を促進する上で必要な業務を遂行する。
- 7 推進委員会は、法第 15 条の 2 第 5 項に規定する、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者からの確認の求めに対する内閣総理大臣からの回答及び関係行政機関の長からの回答の通知につき報告を受けるほか、同条第 7 項に規定する、内閣総理大臣からの求めに応じ、適切に意見を述べる。

十一 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

1 支援

- (1) 必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者の使用させることができること。
- (2) 選定事業の実施を支援するために必要な資金の確保又はそのあっせんに努めること。
- (3) 実施方針に照らして、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うこと。

なお、選定事業者に対する支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであること。

2 規制緩和

民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような地方公共団体独自の規制については、その撤廃又は緩和を速やかに推進すること。

3 P F I 事業の推進

- (1) 一の規定に鑑み、地方公共団体においても、地域の実情や先行事例等を踏まえ、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、P F I 事業の導入を検討するものとし、具体の案件形成につながるよう努めるものとする。
- (2) 特定事業の選定、民間事業者の評価、選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図ること。
- (3) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。
- (4) 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応を図ること。
- (5) P F I 事業に関する情報の収集を行うとともに、特定事業の実施に関して、住民に対する知識の普及、情報の提供等を行い、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進すること。
- (6) 民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮を加えるとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について、特段の配慮を行うこと。
- (7) 事業契約に基づき債務負担行為を行う場合は、長期的な財政負担の在り方に十分配慮しながら、財政の健全性と柔軟性を保持し、中長期的な観点からの財政負担の縮減を図ること。
- (8) 民間事業者の選定に当たっては、競争性を担保しつつ、総合評価方式、性能発注方式の活用など、P F I 事業の態様に適した方法を採用するよう努めること。

4 運営権の活用

- (1) 法第19条第4項の運営権設定に係る議会の議決については、法第12条の事業契約に係る議会の議決と同時に行うことができること。
- (2) 実施方針に関する条例に基づいて実施契約が締結された場合には、その後に実施方針に関する条例が改廃されても、締結された実施契約の効力に影響はないこと。
- (3) 運営権を設定しようとする公共施設等について、地方自治法第244条の2第3項の規定を適用する場合においては、類似の手続を同時に行うこと等により手続の負担に配慮するとともに、両制度の適切な運用にも配慮すること。

十二 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

1 政府は、推進委員会の協力の下、内外のPFIに関する情報、選定事業の実施状況、PFI事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、PFI事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のPFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜のため、これを広く一般に供する。

2 政府は、広く国民のPFI事業の理解を深め、PFI事業の円滑な実施を図るため広報を行う。

附 則

本基本方針は、閣議決定の日から施行する。

自治画第67号
平成12年3月29日
(平成17年10月3日一部改正)

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

自治事務次官

地方公共団体におけるPFI事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という）第4条第1項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 総括的事項

1 P F I 法は、平成11年9月24日に施行され、同法第4条第1項に基づき、内閣総理大臣が、平成12年3月13日、別添のとおり基本方針を定めたところであること。

基本方針は、国（独立行政法人、特殊法人その他の公共法人を含む）が公共施設等の管理者等として行うP F I 事業について主として定めたものであり、地方公共団体については、P F I 法第3条に規定する基本理念にのっとり本基本方針を勘案した上で、公共性及び安全性の確保資金の効率的利用民間事業者の自主性の尊重等に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、P F I 事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとされていること。（P F I 法第4条第7項）

2 以下、本通知において、次の用語は、それぞれ下記のとおりとする。

(1) P F I 事業地方公共団体がP F I 法第5条第1項の実施方針を定めて実施するP F I 法第2条第4項に定める「選定事業」をいう。

(2) P F I 事業者P F I 法第7条第1項の規定によりP F I 事業を実施する者として選定された者をいう。

(3) P F I 契約地方公共団体とP F I 事業者の間で締結される、P F I 事業に係る契約をいう（P F I 法第9条に定める議会の議決が必要な契約にあっては、これを経たものに限る。）

(4) 政府調達協定1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。

(5) 特例政令地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）をいう。

3 P F I 法第9条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律施行令に定めるとおり、以下のP F I 契約については、あらかじめ議会の議決を経なければならないこと。これは、地方自治法第96条第1項第5号に定める議会の議決との均衡を考慮するとともに、P F I 事業に係る将来の財政負担等を議会においてチェックする趣旨であること。また、この場合における金額は、P F I 契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断するものであること。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500、000
	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300、000
	市（指定都市を除く。）	150、000
	町村	50、000

- 4 PFI事業の実施の検討に当たっては、事前に適切な需要見直しを行うなど、事業自体の必要性を十分に検討するとともに、事業者選定段階においても、需要変動リスクが存在する事業又は大きな事業については、過大な需要見直しを前提とした事業提案でないか十分に審査すること。

なお、「民間と競合する公的施設の改革について（平成12年6月9日付け自治事、）務次官通知）の趣旨も踏まえて適切に対応すること。

- 5 PFI法が、いわゆる第三セクターの抱える諸課題等を考慮のうえ立法された経緯も踏まえ、PFI契約において、PFI事業者とのリスクの分担（PFI事業の継続が困難になった場合の措置を含む。以下同じ）を明確にしておくとともに、PFI事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

- 6 総務省は自治行政局地域振興課を窓口として相談に応じることとしているので、PFI事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。また、（財）地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので、適宜活用を図ること。さらに、同財団において、自治体PFI推進センターが設置されているので、地方公共団体間の意見交換及び情報の共有の場としてあわせて活用を図ること。

なお、PFI事業に対する貸付けであって現行のふるさと融資の要件を満たすものについては、これを対象とするものであること。詳細は（財）地域総合整備財団に照会すること。

- 7 PFI事業の実施に当たっては、実施方針、選定結果、契約、協定、金融機関との直接の取決め（ダイレクト・アグリーメント）、PFI事業者の決算報告及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI事業選定の手続及び実施の透明性の確保を図ること。

第2 PFI事業に係る債務負担行為の位置付け

PFI法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達

の手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日付け自治導第139号））に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。

第3 PFI事業に係る地方財政措置

PFI事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI事業者に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じること。なお、具体的内容については「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参照すること。」

1 要件

ア 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。）するもの又はPFI契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

イ 通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。

2 財政措置の内容

ア 国庫補助負担金が支出される事業

当該国庫補助負担金の内容に応じて、地方公共団体が直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じること。

イ 地方単独事業として実施されるPFI事業

地方公共団体が直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で、地方交付税措置を講じること。

第4 税制上の措置

(1) PFI事業者がPFI事業の用に供する土地については、特別土地保有税の非課税措置が講じられていること。（地方税法第586条第2項第1号の27）

(2) PFI事業者が、港湾法に規定する無利子貸付けを受けてPFI事業として整備する特定用途港湾施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてPFI事業として整備する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてPFI事業として整備する国立大学法人法に規定する国立大学の校舎のうち一定のもの又はPFI事業（法律の規定により公共施設等の管理者等である国又は地方公共団体がその事務又は事業として実施するものに限る）とし

て整備する公共施設等のうち一定のものについて、不動産取得税又は固定資産税若しくは都市計画税の課税標準の特例措置が講じられていること。（地方税法附則第11条第25項から第27項まで及び第31項並びに同法附則第15条第48項、第49項、第51項及び第55項）

第5 契約関係

1 PFI契約の相手方の決定の手続については、基本方針「二民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」を参考として、適切に実施すること。

2 契約の相手方の選定方法の原則（一般競争入札）

—— 総合評価一般競争入札の活用等 ——

PFI事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており（PFI法第7条第1項、一般競争入札によることが原則とされていること。）

この場合において、PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ること。

この際、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め、公表すること等、所定の手続について十分留意すること（「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知）を参照のこと。）

3 随意契約による場合の留意点

上記1によらず、随意契約の方法によるためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要すること。この場合において、以下の点に留意すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに当たると解されているところであり（別紙昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照）、PFI契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであること。

(2) 同条第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、相手方が多量のストックをかかえ売り込む意欲が強い場合等、相手方が特殊な地位に立っている場合が該当するものとされていること。この場合において、同号の「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解されてお

り、したがって、当該地方公共団体が当該公共施設等を整備すると仮定する場合の価格と当該相手方の価格を比較するとともに、一般的なPFI事業者がPFI方式で整備すると仮定した場合の標準的な価格と比較し、著しく有利であるか否かにより判断するものであること。

4 政府調達協定の適用を受けるPFI契約についての留意点

(1) PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、このため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となりうるものであること。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む）が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けることとされているので、都道府県及び指定都市においては留意すること。（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」平成7年11月1日付け自治行第84号行政課長通知参照）

(2) 特例政令第10条本文において引用する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合を想定していること。

(3) 特例政令第10条第1項第6号は、設計契約について随意契約によることができるとしているものであり、建設、維持管理、運営等、設計以外の内容を一体的に含むPFI契約は、その対象ではないものと解されること。

5 その他

(1) PFI契約の相手方の決定の手続に際しては、特別目的会社に対する出資予定者等により構成される、法人格の無い共同企業体の形式で参加し、PFIの選定事業者となった後に、初めて法人格を持った特別目的会社を設立して、地方公共団体との間でPFI契約を締結することも差し支えないこと。

(2) 民間事業者による発案が可能とされている（PFI法第4条第2項第1号）が、提案を行った民間事業者を相手方として、随意契約によるPFI契約を締結するためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（政府調達協定の適用を受ける場合においては、特例政令第10条第1項各号）に該当する必要があること。

(3) PFI契約の相手方となる民間事業者の選定手続に参加した民間事業者に対し、一定のコンペ料等を支払うことを妨げるものでないこと。

(4) ダイレクト・アグリーメントの締結等を通じ、PFI事業者と金融機関との間のリスク分担についても十分な関心を払う必要があること。

(5) PFI事業者の責に帰する事由による契約解除の際に施設の所有権を取得・保持す

るための買取り規定の設定に際しては、金融機関による融資との関係にも留意し、適切に判断する必要があること。

第6 公の施設関係

- 1 P F I法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 P F I事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第244条の2第1項及び第2項）
- 3 P F I事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、P F I事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 P F I事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をP F I事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数ものをP F I事業として行わせることも可能であること。その場合にあっては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとするはできないこと（地方自治法第244条の2第8項、第9項）。

① 下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

- 5 P F I 事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 4 項）、指定の期間（同条第 5 項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第 6 項）について、P F I 事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合における P F I 事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（P F I 法第 9 条の 2）

第 7 公有財産関係その他

P F I 事業により公有地上に公共施設等を整備する場合には、下記の事項について留意すること。

- (1) 当該施設の所有権が当該施設の整備後直ちに地方公共団体に移転し、供用される場合には、当該施設の用地は行政財産として位置づけられるものであること。
- (2) 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転する場合であって、当該期間中、P F I 事業者に対して普通財産として用地を貸し付けるときは、最終的に当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転し、その行政財産になる時点において、当該施設の用地も、普通財産から行政財産に切り替える必要があること。
- (3) 地方公共団体の行政財産については、原則として貸付け等や私権を設定することができないこととされているが、次に掲げる場合において、一定の条件の下で P F I 事業者に対する特例が設けられていること。
 - ① 地方公共団体は、P F I 事業に係る行政財産を、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。（P F I 法第 1 1 条の 2 第 6 項）
 - ② 地方公共団体は、一棟の建物の一部が P F I 事業に係る公共施設等である場合における当該建物の全部又は一部を P F I 事業者が所有しようとする場合において、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、行政財産である土地を貸し付けることができること。（同条第 7 項）（当該建物のうち P F I 事業に係る公共施設等以外の部分を P F I 事業者から譲り受けようとする者（同条第 9 項）又は更に譲り受けようとする者に対する当該行政財産である土地の貸付けを含む（同条第 1 0 項）。③において同じ。）
 - ③ 地方公共団体は、②に規定する建物のうち P F I 事業に係る公共施設等以外の部分を P F I 事業終了後においても P F I 事業者が引き続き所有しようとする場合において、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、②の行政財産である土地を貸し付けることができること。（同条第 8 項）
 - ④ 地方公共団体は、一定の公益的施設等の設置事業であって、P F I 事業の実施に資すると認められるものに係る行政財産を、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。（P F I 法第 1 1 条の 3 第 5 項）（当該

- 施設をPFI事業者から譲り受けようとする者（同条第7項）又は更に譲り受けようとする者（同条第8項）に対する当該行政財産の貸付けを含む。⑤において同じ。）
- ⑤ 地方公共団体は、④に規定する公益的施設等をPFI事業終了後においてもPFI事業者が引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、④の行政財産を貸し付けることができること。（同条第6項）
- ⑥ ①から⑤までの貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用されないこと。
- ⑦ ①から⑤までの貸付けについては、地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定が準用されること。

（別紙）

○ 最高裁第二小法廷判決（昭和62年3月20日）

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（注：昭和49年改正前の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号。現同項第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について

自治調第25号

平成12年3月29日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長

自治省財政局長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する
事業に係る地方財政措置について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）は、平成11年9月24日に施行され、PFI法第4条に基づく基本方針が平成12年3月13日に公布されたところである。

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業（以下「PFI事業」という。）については、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）によりその基本的な考え方が示されたところであるが、地方財政措置の具体的な内容については下記のとおりであるので留意願います。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 PFI事業に係る財政措置について

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI法第2条第5項に定める選定事業者（以下「PFI事業者」という。）に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じることとする。

1 要件

① 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。）するもの又はPFI契約（地方公共団体とPFI事業者の間で締結されるPFI事業に係る契約をいう。）が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

② 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合（以下「直営事業の場合」という。）に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置

が講じられること。

2 財政措置の内容

(1) 国庫補助負担金が支出される P F I 事業

ア 基本的な考え方

当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる。

イ 具体的な内容

① 地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合

地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。

② 地方公共団体が P F I 事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合

地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

(2) 地方単独事業として実施される P F I 事業

ア 基本的な考え方

直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

なお、ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらないことに留意すること。

イ 具体的な内容

① 施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合

地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

② 施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合

下記の要件を満たす施設について、地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に

整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

（施設の要件）

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。

なお、庁舎等公用施設は対象としない。

（3）資金手当のための地方債

（1）及び（2）の財政措置に加えて、1の要件を満たすPFI事業について、地方公共団体がPFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

（4）PFI事業者に貸与するための土地取得に要する経費

PFI法第12条第2項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、PFI法に基づいて実施するPFI事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

（5）地方公営企業におけるPFI事業

地方公営企業において施設整備にPFI事業を導入する場合には、通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置を講じる。

第2 留意事項

① 上記の財政措置は、PFI法に基づいて地方公共団体が実施方針を定めて実施するPFI事業に係る措置であり、PFI法に基づかないで行われる事業については適用されないこと。

② 上記の財政措置は、施設整備費相当分について地方公共団体が財政的支出を行う場合の措置であり、地方公共団体の選定事業者に対する支出が施設整備費のみならず運営費、維持管理費等も含んでいる場合には、適切な方法により施設整備費相当部分を分別して財政措置を行うものであること。

③ 上記の財政措置が適用されるPFI事業を実施しようとする地方公共団体は、事前に自治大臣官房企画室に相談すること。なお、本通知文の内容についての問い合わせは自治省財政局調整室に行うこと。